

平成31年第1回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成31年3月12日 午前10時00分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	河原井明
町民課長	柳橋司朗
財務課長	高堀義美
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	山口利春
長寿応援課長	阿久津忠昭
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	皆川尊志
都市建設課長	鯉渕和己
下水道課長	山崎秀樹
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文
農業委員会事務局長	山口成治

教育委員会事務局 長

小 林 克 成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
主 任 書 記
書 記

阿久津 雅 志
松 崎 英 明
藤 田 真 紀

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成31年3月12日（火曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小 坏 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

開議の宣告

○議長（小 坏 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。
代表監査委員、加藤木昭博君は欠席となっております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしく願いいたします。

傍聴人12名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（小唄 孝君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、5番片岡藏之君の発言を一問一答方式により許可いたします。

5番片岡藏之君。

〔5番片岡藏之君登壇〕

○5番（片岡藏之君） 5番、片岡でございます。

通告に従いまして、一問一答方式で質問をしたいと思っております。

まず、質問に入る前にですが、仲田副町長については、副町長就任おめでとうございます。就任以来、丸2カ月ちょっと過ぎようとしておりますけれども、仕事内容はなれてきましたでしょうか。今までの職員の経験を十分に生かしまして、町民のための町政を上遠野町長とともに進めていただきたいと思います。

では、質問に入りたいと思っております。

8年前の昨日、3月11日、東日本大震災の津波により福島原発が制御不能の状態になり、放射能を広い範囲に放たれました。その結果、福島はもとより、本町でも農業そのほかの業種、町民生活でも大きな影響を受けました。過日の議会でも両常任委員会で福島第二発電所の視察研修を行ってきました。まだまだ収束にはほど遠い状況でございました。

そういった中で、本町内でもまだ影響は残っておりますが、そのような中で国の計画では再生エネルギーの利用を全発電量の大体3分の1ぐらいまで上げていこうというような状況の中で、太陽光発電に人気が出ております。安心・安全、持続可能なエネルギーということで大変重宝がられているというか、便利なエネルギーの1つだと思っております。

そこで、町内の太陽光発電施設について伺いをいたします。

最近、町内を歩きますと、四、五年前までは大規模のメガソーラーという太陽光発電施設が目につきましたけれども、最近は小規模発電施設が多く見受けられます。そこで、太陽光発電施設の現状と今後ということについてですが、施設の数と個人の経営なのか法人

の経営なのか、また経営形態はどういうものなのか。例えば個人なのか法人で事業をしているのか、もしくはその施設に何人もの出資者がいるような分譲型なのか、町でどのくらいまで認識しているのかお聞きしたいと思います。あくまでも太陽光発電は民間の経済行為であり、町に届け出をしなくても、国に申請、電力会社との契約ということですので、届け出という必要はないと思いますので、ある程度の数の把握ができていればお知らせをいただきたいと思います。

以上、1点目、よろしく申し上げます。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

5番片岡議員のご質問に回答させていただきます。

太陽光発電につきましては、茨城県が太陽光発電施設の適正な設置管理に関するガイドラインを策定しておりまして、そのガイドラインに基づき、出力50キロワット以上の事業用の太陽光発電を計画している事業者は、担当課に事業概要書を提出することになっております。このような茨城県のガイドラインに基づく届け出分について、町は把握をしております。一方、個人で行っている小規模なものについては把握し切れていないのが現状です。

平成28年10月1日、ガイドライン施行後の届け出件数につきましては、2月末現在10件、10カ所でございます。経営形態につきましては、届け出事業者数10件のうち9件が株式会社、1件が合同会社ということになっております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 5番片岡藏之君。

〔5番片岡藏之君登壇〕

○5番（片岡藏之君） ありがとうございます。

10件ということで、実際の私たちが知っている数字よりは若干少ないのかなという思いはしております。確かに先ほども申し上げましたけれども、町のほうに届け出する義務というか、そういうものはないものですから、町のほうに届け出が必要なものというのは大規模開発または農地転用をする場合、そういったものですね。あとは山林を開発して土砂を切り取るとか、そういったことをする場合に、町のほうにある程度届け出をするということだと思います。

それで、私が一番心配しておりますのは、昨今、ネットとかニュースでよく耳にいたしますFIT法の強化、それとあと19年問題、今年の4月から6月ぐらいまでの間に、買い取り料金が改定されて、大体十四、五円前後の料金になるんじゃないかとか、そういうような予想が出ております。そういうような中、ただいまネットを見ておりましたら、長野県の茅野市というところで、太陽光発電の事業者と市民、住民とのトラブルがあり、そ

これは14年以前の話だと思うんですけども、14年9月に再生エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインを制定ということで、そういったことをしてもトラブルがあったということだと思うんですけども、ただ、事業をとめる法的拘束力とか規制はないものですから、防災対策や景観保全、周辺住民の事前説明不足からの住民とのトラブルということで、そこで町長は50キロワットということで言いましたけれども、茅野市のほうでは10キロワット以上の太陽光発電設備設置の適正化に向けて、国に事業計画の認定申請をする前に事業者にとの事前協議を義務づけるなど、生活環境、景観の保全事業の運営や廃止などのトラブルを未然防止を念頭に置いた条例の骨子案を9月の定例会に上程するそうです。

本町でも、本定例会で基本条例が提出されておりますが、私としては、なるべくそういったものを活用すべきだと思います。確かにFIT法の強化であるとか、いろいろなことである程度町としては安心できる裏があると思うんですけども、その辺のところを、また再度ご質問いたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、引き続き回答させていただきます。

ご質問は太陽光発電設備に関して、トラブルの防止の町としての努力をとということだと思います。ちょっと少し直接の話と外れるかもしれませんが、一番住民が心配するものとしては、太陽光発電パネルがきちんと管理されているうちはいいんですが、事業がうまくいかなくなって廃棄するときに放置されてしまうのではないかということは、一番太陽光発電事業に対する懸念として大きいのかなというふうに思っております。この太陽光発電パネルの廃棄に係る懸念でございますが、発電設備の廃棄費用をしっかりと確保していくということが必要だというふうに考えております。現在の固定価格買取制度の調達価格の中には、既に廃棄費用が含まれておりまして、国が策定した事業計画策定ガイドラインにおきましても、事業終了時の廃棄のために廃棄費用や積立額を記載することを求めております。また、政府の総合資源エネルギー調査会・再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の中間整理におきましては、資源エネルギー庁が2018年度中に固定価格買取制度の強化に取り組み、廃棄費用の積み立て計画・進捗報告を毎年義務とし、認定事業者の情報として公表するほか、必要に応じて報告徴収・指導・改善命令を行うこととされています。

ちょっと長くなりましたが、すなわち、きちんと廃棄費用を積み立てていることを計画を立てて、そのことを公表しなさいと。そして内容が不十分であれば、必要に応じて政府として報告徴収・指導・改善命令を行うということで、廃棄費用が確実に積み立てられるように、政府としても制度を整備してきているところであります。

こういった制度に基づいて、事業者の責任において適正に処理するよう示しているところではありますが、本町におきましては、町有地に太陽光発電を設置しているケースがあり、

そのような場合におきましては、その廃棄費用の積立金を業者が直接積み立てるのではなくて、町に積立金として納めなさいということで、城里町の会計課におきまして歳計外の積立金を原状回復保証金という形で積み立てをいただいております。山びこの郷のグラウンド、かつら保育所跡地などありますが、そういったところの太陽光パネルの廃棄に関する費用としては、実際、町に現在約280万円ほど積立金がたまっておりまして、今後、発電終了まで毎年積み立てをいただきまして、発電が終了したときに、きちんと原状回復をしたときに保証金を返すという仕組みになっております。

以上、廃棄の際の積立制度について紹介をさせていただきましたが、それ以外にも景観に対する問題ですとか、さまざまなご心配が住民の皆さん方からはあると存じますので、現状の制度では民地開発許可などの届け出の際に、そういった許可を県が出す際には町の意見が求められますので、その際、町としてきちんと住民の理解を得るようにということで、業者に対して意見を申し上げていく予定でおります。

○議長（小坏 孝君） 5番片岡藏之君。

〔5番片岡藏之君登壇〕

○5番（片岡藏之君） 町のほうでは、ある程度そういった形で保証金などをいただいていると思うんですけども、個人で貸しているものとか、あとは単純にその事業者に売っちゃったとか、そういったものに関しては、小規模の場合、町に全然わからないところで事業が行われているという状況だと思いますので、ひとつ町長には10年、20年先を考えた城里をなるべく考えていただいて、新しい何か、太陽光規制とか、そういったものでもなく、あくまでも経済行為でありますので、その辺のところも十分、行政としてはなかなか立ち入れない部分だと思いますので、その辺のところも十分組み入れながら、将来の城里町を考えてみていただければと思います。

これで最初の質問を終わります。

次に、子育て対策についてお伺いいたします。

上遠野町長の重要施策の1つであります子育て対策ですけれども、就任以来4年、当初予算を組みましたけれども、その中で子育て対策は現状で十分なのか、この先もっと力を入れる要素、事業はあるのか、町長の後追いみたいに、国のほうでもいろいろとやったことに対して法制化してきておりますので、一番、町長がトップランナーで走ったとしても、後で二、三年過ぎると、国のほうが後追いで事業をやってくるというようなことになっておりますので、なかなか目新しさが若干なくなってきちゃっているのかなという部分もありますので、その辺のところの新しい取り組みとかがあれば教えていただきたいと思いません。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答させていただきた

いと思います。

31年度の予算におきまして、3歳から5歳までの保育料、幼稚園授業料の無償化を継続するとともに、保育園、認定こども園の給食費について、3歳から5歳までの給食費についてですが、これまで町は支援をしてきましたが、国としては、逆に徴収しなさいと。保育料を国が行う消費税増税の見返りとして行う保育料、幼稚園授業料の無償化の対象外と給食費はしますというふうに、国の政策で打ち出されておりますので、逆にそれをそのままにしてしまいますと、町としては今まで3歳から5歳の給食費は1,000円とか2,000円しか取ってなかったのが、今後、消費税増税後は逆に6,000円とか徴収しなければいけなくなってしまうということで、国による消費税増税とともに行われる幼稚園保育料の無償化が、逆に負担増となってしまうという逆転現象が10月以降、制度上起こり得るということです。逆にそれは先に手当てをしまして、町としては町独自の制度として3歳から5歳の幼稚園、保育園の給食費について、今年度から無償化するというところで予算を組み、また例規等の整備も行っているところであります。

ということで、一般に幼稚園及び保育園の3歳、5歳が無償になるというふうに報道されておりますが、実は他市町村においては10月以降も6,000円ぐらいの給食費が徴収されるわけです。しかし、城里町においては、今のところ1,000円ぐらい徴収しているんですが、それが無償になるということで、明確な差が今後も続くというふうに思っております。

なかなかちょっと制度のはざまの細かいところなので、何というんですか、伝えにくいところがあるんですが、国による保育料、幼稚園授業料の無償化以上のことを、町としては今後も継続するというふうに考えております。

また、32年度からの5カ年を見据えた、町第2期子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、今年度、就学及び就学前の児童の保護者に対し、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関するご意見を伺うアンケート調査を実施しております。集計の結果をまとめ、町の保護者の皆さんの多くが必要としている施策や助成制度の把握に努め、それらの整備について検討をしております。

また、放課後児童クラブの充実について、今年度も検討委員会を開いておりますが、来年度も検討委員会を引き続き開催しまして、石塚小学校及び常北小学校の放課後児童クラブの施設の充実化について、今後、努めてまいりたいというふうに考えております。

また、保護者の都合で子供を施設で引き受けられる一時預かり事業の促進や、子供が病気の際にも保育施設等の預かりの中で対応できる病児・病後児保育の拡充のための看護師等の配置助成対策など、子育て環境をさらに充実させるための施策は、まだまだ課題も多いと認識しております。育児や保育の時期、そして学校教育の時期へと切れ目なく施策を展開し、子育てのしやすい町となるよう努めてまいります。

○議長（小坪 孝君） 5番片岡藏之君。

〔5番片岡藏之君登壇〕

○5番（片岡藏之君） ありがとうございます。

いろんな現状の施策、それから今後の町長のやりたいような施策、出てきましたけれども、ぜひとも保護者の意見を十分に取り入れて、一方的なものにならないで、利用する側、利用させる側、そういったところでうまいぐあいに折り合いをつけて、制度を進めていただきたいと思います。

簡単ですけれども、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で5番片岡藏之君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 通告に従いまして、4番、藤咲芙美子、質問いたします。

まず初めに、国保税軽減について質問をいたします。

近年、町の方から国保税が高いという訴えをよく聞きます。ほかの市町村に比べて城里町は比較的低いといっても、城里町は県の統計によっても収入が低い状況です。その点で総体的に家計に占める国保税の割合が高くなっていることを感じます。もともと国民健康保険制度は、農業や小、中小企業、無職の方など低所得者が加入する医療保険制度として発足しました。長引く不況によって、その人たちの収入が増えているわけではないのに、城里町の2018年度の国保税は1人当たり9万8,388円、20年度比で見ると2,356円の増額となりました。そのことが余計城里町は高いと実感しているのかもしれませんが。国保は城里町で3,346世帯、46.8%の世帯が加入しています。この世帯に対する支援策は、町にとっても基本的な施策であると考えます。

今、町は29年度決算で見ると、約31億円の財政調整基金を持っています。この基金は、ほかの目的があつてためている基金とは違って自由に使えるお金です。家庭でいえば普通預金に当たるものです。財政調整基金の額は、一般的に標準財政規模の20%が望ましいと言われていています。城里町の標準財政規模は約66億3,700万円です。その20%は13億3,000万円です。現在の城里町は約31億円の財政調整基金を持っていますから、そのうちの一部を、国保税が高いと納めるのも困難だと思っている多くの町民のために使うことは有効ではないかと思います。財政調整基金は、もともと町民のためのお金です。そのお金の繰り入れを図り、国保税の軽減を図る必要があるのではないのでしょうか。

町長は就任以来、子育て支援を標榜されていて、そのところでは私も共鳴するところです。ところが、国保税の賦課の仕方で均等割というのがあります。これはかつての人頭税のようなもので、納税者の負担能力を考慮しない不公平な税制とも言われています。これは働き盛りの人も生まれたばかりの赤ちゃんにも同じ額が課税されます。先ほど申し上げたとおり、今、働き盛りの若い世代の経済状況は芳しくありません。赤ちゃんが1人生まれるたび、国保税がどんと上がり、家計を圧迫していきます。城里町の国保税の計算方法

で見ますと、均等割は4万1,500円ですから、3人の子供を持っている家族は、それだけで12万4,000円の負担になります。私はこういう事情を放置できないと思います。子育て支援に力を入れているという町に逆行するのではないのでしょうか。これの改善を図らなければならないと私は強く思っています。

新聞「赤旗」の調査によりますと、子供の数に応じて係る均等割の額について独自に減免を実施する自治体が多数あることがわかりました。その中には、茨城県の取手市のように、高校生世帯まで対象に所得制限なしで第1子から減免しているところもあります。第2子や第3子以降の子供について減免する自治体もあります。また、全国知事会が国に均等割の見直しを求めているのはご承知のとおりです。

子育て支援に直結する国保税の均等割の見直しは、ただ単に、その年度の国保会計の収支を云々するという性質のものではなく、城里町の将来を見越した投資の側面を持っているということを強調したいと思います。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

議員の質問、国保税の負担軽減についてご質問をいただきました。国保税の制度につきましては、平成30年度から変えたばかりであり、また頻繁に制度を変更するのは難しいかと思えます。基金積立金につきましては、基金の目的が保険料の軽減のためではなく、激変緩和や医療費の適正化に向けた保険事業、国保財源の健全運用のために活用すべきでありますので、料金の引き下げに使うことはできないものでありますが、その他、一般会計からの繰り入れ、算定方法の変更、子供均等割の減額等について、難しいという理由につきましては、担当の課長より説明をさせます。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長山口利春君。

〔健康保険課長山口利春君登壇〕

○健康保険課長（山口利春君） 藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいま町長が答弁した件でございますが、ご質問は4点ほどございまして、まず1つ目は、町長が言われたとおり基金関係でございますが、私からは2つ目、3つ目、4つ目について、個別に回答させていただきます。

まず、一般会計からの繰り入れということを言われておりますけれども、一般会計からの繰り入れにつきましては、多額の繰り入れをすることによって一般会計を圧迫するおそれがありますので、町全体の財政状況を考慮しながら政策的に決定し、繰り入れする必要があると思っております。

次に、国保税の算定方法の変更につきましては、町長も申しましたが、平成23年度から据え置かれていました算定方法が平成30年度に変わりました。また、それを近々変えると

いうことは、ちょっと検討させていただきたいと思っております。平成30年度は茨城県が保険者に加わりました。そのようなこともありますので、町単独ではできず、茨城県との話し合いも必要かと思っておりますので、検討させていただくことにしたいと思っております。

次に、子供の均等割の減額についてでありますけれども、町では各種の子ども・子育て支援対策事業を実施しております。その中で、国保被保険者に特化したことは、なかなか難しいのではないかとということで事務局のほうでは考えております。そのようなことで、この点につきましても、これからの動向、県・国の動向を見ながら検討させていただきます。

最後に、町の国保状況ですけれども、給付費が平成28年度で13億5,000万円、平成29年度で15億500万円、平成30年度は16億円になる見込みということになっております。その反面、国保の被保険者数ですが、平成29年度で5,575人、平成30年度で5,308人と減少しております。このような状況ではありますけれども、国民健康保険制度というのは、町民の皆様の健康を守る上で大変重要な施策であります。将来に向けた持続可能な制度として安定的な運用をすべきものと認識しておりますので、今後も国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいります。そのためには、議員からご指摘いただきました件につきましても、今後、検討課題とさせていただきたいと思っております。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

かなり厳しいという状況をお伺いいたしました。しかし、検討をしていただけるということですので、そちらのほうに私は期待をしていきたいと思っております。

子育て支援、これは子供の均等割軽減が、かなり子育て支援には矛盾するものであります。子供の均等割減免が各地で広がっています。独自に減免する自治体は全国で25あることがわかりました。旧自治体で高校生世代まで対象に所得制限なしで第1子から減免しています。このうち全額の免除は3自治体、宮古市ですけれども、均等割、年額1人2万5,400円、3人の子供がいる世帯で年額7万6,200円の負担軽減がされています。市ではこれに係る予算として1,833万円を計上していたということです。また、第2子や第3子以降の子供の均等割を減免する多子世帯減免や、所得制限を受けて対象を大学世代まで広げる自治体も見られています。

将来を見込んで金銭を投入する、投資をする、これは若い人にこの町に来てほしいという願いを込めた投資ではないかと思っております。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

貴重なご提案であります。今後の検討課題としたいと思います。

私の考えとしては、なるべく子育て支援をやるときに、全ての方に平等に行き渡るような手段を選びたいなと思っていますところであります。国民健康保険に入っているお子様の割合がどれぐらいなのか、ひょっとしたら勤労世帯、子供がいる世帯ですと、国民健康保険以外の保険に入っているお子様のほうが大多数かもしれませんし、そういったいろんなことをちょっと調べてみないといけないというふうに思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 確かに難しいという言葉は、答弁は返ってくると思いましたがけれども、でも、これは均等割というのは、どういう均等割なのかはご存じですが、生まれたばかりの赤ちゃんにも働き盛りの人も同じ課税がかかるんです。先ほども言いました4万1,500円ですから、3人の子供を持っているだけで年額12万4,000円の増額になるんです。子育て支援、応援します。気持ちは同じですので、子供が増えて喜べる町にさせていただきたいと思っております。財政はあります。町民が払うお金です。誰のために使う預金なのか検討していただきたいと思っております。この町に来てよかったと思ってもらえることはうれしいことです。町民のお金、町民の暮らしに役立つお金にしてほしいと思っております。均等割の減額を求めて3回目の質問を終わりますが、町長の答弁、お願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ちょっと繰り返になってしまうんですが、いろんな保険がありまして、社会保険で入っている子供もいるでしょうし、国保で入っている子供もいるかと思うんですが、町の一般会計から国保に入っている子供だけ減免することになってよいのかどうか、そういった政策的な判断もあるかと思っておりますので、実際に子供のうち社会保険の方がどれぐらいいて、国民健康保険の子供がどれぐらいいてと、そういった平等の観点も考えなければいけないのかなど。例えば学校給食であれば、町民であれば全員無料ということで、お金の使い方として平等なわけですね、保険の種類とかにかかわらず、全員が平等に町民であって、町の学校に行けば、ひとしく無料であるよというのは、平等なお金の使い方なんですが、特定の保険に入っている人だけに投入するという、私、投入すること自体に反対しているわけではないんですが、同じ財源を使うときに、なるべく平等な形で使いたいなというふうに考えているという私の基本的な姿勢だけ述べさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 傍聴人1名を許可いたしました。

4番藤咲芙美子君。

〔4番 藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

公平にというお言葉をいただきました。不公平になってしまうということなのですが、不公平なのはどちらでしょう。国民健康保険に均等割、平等割ありますか。国保だけなんですよ、均等割、平等割、所得割、そういうのがあるのは。ですので、これこそ国保の構造上の問題に至るんだと思うんです。何で赤ちゃんにまで税金取らなくちゃならないんですか。そこが大きな問題です。町長の答弁を聞いてよかったと思っています。私の言いたいこと、そこでした。

では、次に質問いたします。

国保については、そういうようなことで、また次の機会に質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

ふれあいタクシーで質問をいたします。

昨年の城里町の敬老会対象者は3,709名でした。つまり人口の19.75%の人が、いわゆる後期高齢者と言われる人たちなのです。私も式に参加しましたが、皆さん、お元気で、その点では私もうれしく思いました。その高齢者がいつまでもお元気で過ごされることを心から願っています。そのためにも買い物などに積極的に出て英気を養っていただきたいと思います。

しかし一方で、高齢者による交通事故の多発など社会問題化しています。外に出たいけど出られないという悩みを抱えた人が増えています。現在、車を保有している人の75%の方が、身体の衰えが出たら免許証を返納したいと考えているそうです。しかし、返納したら、あすから移動手段がなくなるということで、返納をためらっている、そのような方が多いのではないのでしょうか。

そういうとき役に立つのが、今、町で実施しているふれあいタクシー、デマンドタクシーです。登録者は事業が開始された平成19年度に1,600人だったのが、29年度には3,900人になりました。利用された方から便利で助かっているという声が聞かれますが、年間の利用者は、平成20年度の1万7,000人から年々減少傾向にあり、29年度には1万4,000人台の利用になっています。高齢者が多くなり、車の運転も困難という実態の中で、もっと利用者が増えてもいいのではないかと思います。これを抜本的に改めるために、私は運行を土曜日、日曜日にまで拡大する必要があるのではないかと考えます。

城里町地域公共交通網形成計画という町が平成29年3月に取りまとめた冊子の中に、ふれあいタクシーに対する意見が、常北、桂、七会地区ごとに載っていて、いずれの地区も最も強い意見として土日も運行してほしいという声が出されています。土曜日、日曜日なら家族の協力で賄うようにということも以前の日本ならあったかもしれませんが、今は若い人たちの労働スタイルもさま変わりしています。そして高齢者の意識も変化していて、いつまでも元気なお年寄り、自立心、独立心も旺盛で、何でも自分でこなす人が多くな

っています。1人でも外出したいと思う元気な高齢者が増えることは喜ばしいと思います。ちなみに、お隣の那珂市や笠間市では、土曜日のみですが試験的な運行を行っています。

続きまして、町外への運行の拡大をあわせて要望をしたいと思います。先ほどの地域交通網形成計画によりますと、9割近くの方が送迎を含めて自家用車のほうが便利だと回答されています。高齢者の心情を察すれば、なるべくは自分で運転したくないが、家族も拘束したくない、自分は趣味を生かしながら自分の人生を生きたい。その上で家族とは気がねなく仲よく暮らしたいというところではないでしょうか。そういうお年寄りにぴったりなのがデマンドタクシーの運行改善なのではないでしょうか。

また、地域交通網形成計画では、高齢者の出かける先として、水戸市などの病院が多く、買い物では町内のスーパーが多かったのですが、町外のお店の買い物をするというのも多かったと思います。そして、要望として町外への運行というのが強く出されています。デマンドタクシーは、バスのように歩かなくてもいいという特徴があります。そして町が行った調査結果である城里町地域公共交通網形成計画に、そのような要望が記されています。町が実施した調査です。これを生かす責任が町にはあるのだと思います。ふれあいタクシー、デマンドタクシーの利用者の拡大を図ることは、高齢者の生活圏を広げ、生きがいを広げることにつながります。さらに、運転免許証の返納を促すことにつながると私は考えます。町として運転免許証の返納後の町民の足の確保をどのように考えているのでしょうか。デマンドタクシーの利用向上のための対策をどのように考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 藤咲議員のご質問に引き続き回答をさせていただきます。

広範囲になりますので1つずつお答えいたします。

まず、土曜・日曜の運行拡大をという質問を今いただいております。私もたくさんの方からデマンド交通、ふれあいタクシーの休日運行の要望をいただき、実現に向けて検討を進めようとしているところです。そのため現在、議会に提出をしております新年度予算案につきまして、デマンドタクシー利用者を対象としたアンケート調査費用を盛り込み、事業主体の社会福祉協議会と連携し、土曜・休日のデマンドタクシー利用が実現できるよう連携し取り組んでまいるところでございますということでございますので、どうぞ今年度予算に対するご理解をよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 私の言いたいことを全て聞いていただけるというようなことを、ちょっと今、第2回目の質問をどうしようかと考えているところですが、少しちょっと、私が2回目に質問したいと思うことを、少し述べていきたいと思っております。

土・日・祝日まで拡大していただけるという町長の答弁でうれしく思っております。やはり路線バスの利用につながらない理由としては、高齢者が路線バスを利用するとき、バス停まで遠くて歩くのがつらい。特に荷物があるにつらい。待ち時間がつらいという体の面から見ても、バスが安くなっても、デマンドがいいという声があると思います。だからこそデマンドがあるのだと思っております。体にも優しい、利用しやすいデマンドタクシーです。デマンドを利用して荷物も運んでくれる、うれしいという声や、玄関まで来てくれてありがたい。そしてある診療所で受診したときに、デマンドで来たよと言ったら、帰りのデマンドも予約をしてくれたというような診療所の受付の人のありがたい声もあったというような、そういう声も聞かれています。

また、現在300円なんですけれども、利用券は500円までは可能だという要望も強かったと思っております。土曜日・日曜日の拡大、そういうことについては、そういう町民のアンケートによる声が多かったからだと思っております。

免許返納のことについては、次の桜井さんが質問するようですので、この辺にしておきたいと思っております。ぜひ、いい方向できちんと、住民が受け付けしやすい、登録しやすい、そういう方向で進めていただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

では次、防災計画についてお伺いたします。

茨城県は、昨年12月、茨城県地震被害想定の見直しとの通知を出し、各市町村に大規模地震によって発生する被害の対策を講ずるよう求めました。これは2011年3月の大地震によって、各地で想定を大きく超える甚大な被害が発生したことを受け、また近年、最大クラスの巨大地震が起きた際の被害想定の見直しが行われていること、また平成10年の前回の被害想定公表から約20年が経過し、人口分布、インフラの整備状況が変化したことを踏まえ、今般、大規模地震により発生する被害想定の見直しを実施したと県の文書には書かれています。今回の見直しでは、20年前は首都直下型地震に影響のある2つの大きな地震を想定していましたが、今回はそれに5つが加わり、城里町では合計7つの大地震を想定し、備えをしていかなければなりません。しかも今回加わった5つの大地震の城里町における予想地震は、5強が3つ、6弱が2つというように、いずれも20年前に想定した2つの予想震度と同じかそれ以上の震度が予想されるものです。私たちは8年前に震度6弱を体験しましたが、それと同程度かそれ以上の地震の可能性があるということです。つまり町はそれだけの防災対策をとる必要があるということです。

そこでお聞きいたします。当然この防災対策を町として着手していると思いますが、その際のインフラの対策はどのようになっているのでしょうか。上下水道などは6弱、5強の揺れに耐えられるのではないのでしょうか。上下水道のほか、学校や病院、社会福祉施設の安全確保は最低限のことです。どうなっているのでしょうか。

また、大地震が発生したとき、主要道路が緊急輸送道路に指定されます。指定された主

要道路は緊急車両や要員などの通行が優先になります。そこで問題が生じます。もし、ここから30キロのところにある東海第二原子力発電所に事故が生じ、原子力事故となった場合、城里町民はどこに逃げればいいのでしょうか。原子力事故だということを町民の一人一人はどのように知り、どのように判断して、どのように逃げればいいのでしょうか。一人一人の町民には、その判断がとっさにはつかないのではないかと思います。緊急輸送道路の指定によって、町民が避難する道路が通れなくなることもあり得ます。そういった際の道路の確保はどう考えているのか、町民に明らかにしておく必要があると思います。

全ての町民の安全確保が肝要ですが、そのためにもあらゆるケースに対応できるよう事前の周知が必要です。町民の安全のためには、計画をつくって終わり、一片のパンフレットを配れば目的を達成したというものではありません。

さらに、放射能事故、原子力発電所事故による防災対策について伺います。さきに申し述べたとおり、一般の町民にとって、避難道路については戸惑うところですが、病院の患者さん、福祉施設の入所者、学校の子供たちの安全確保は特に注意を払わなくてはなりません。障害者や在宅の介護や看護を受けている人にも注意が必要です。それらの人たちに対して個別の計画はできているのでしょうか。

また、城里町民が避難先としている栃木県の自治体との受け入れの話は進んでいるのでしょうか。防災避難計画は、最後の最後に全ての町民が安全に避難することが最大の目的です。町が計画をつくり、避難ガイドマップを各家庭に配っただけで終わるわけではありません。全ての町民が、どのようなときに、どのような行動をとるのが最善なのかを具体的に熟知している必要があります。パーフェクトというのは困難ですが、ぎりぎりまで努力をするのが行政の役割だと思います。決意と具体策をお聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答させていただきます。

防災避難計画についてご質問いただきました。議員もご指摘のとおり、茨城県では前回の地震想定公表から20年が経過し、人口、建物分布、インフラの整備状況などが変化したことを踏まえ、最新の科学的知見とデータに基づき、新たに地震被害想定調査を実施しました。今回は、茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、本県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの想定地震を設定しました。これにつきまして、インフラの計画、緊急輸送道路について、それから住民の周知徹底についてご質問がございましたので、詳細については総務課長より答弁をさせます。

○議長（小唄 孝君） 総務課長河原井 明君。

〔総務課長河原井 明君登壇〕

○総務課長（河原井 明君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、インフラの計画はどうなっているのかでございますけれども、今回の地震被害想定の見直しに伴いまして、茨城県では地域防災計画の改定が次年度に行われる予定でございます。これを受けまして、道路計画と整合をとるべく、町の地域防災計画の改定も必要になると思われまます。インフラの地震に対する対策は、各施設ごとに法律や耐震基準等にのっとり対策をとっております。各施設におきましては、新たに地震被害想定に対しまして適切に対応可能か、見直しの必要性を検討し、必要に応じ対応してまいります。

次に、緊急輸送道路の指定にされることについてでございますが、緊急輸送道路につきましては、大規模災害時において人命にかかわる救援支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うことで、防災拠点間の相互に連絡するための道路でございます。町では5路線が指定されておりますけれども、今回の想定では被害はわずかとなっており、基本的には住民の皆様の交通を妨げるものではないと思われまます。

次に、住民への周知徹底はどのようにするのかでございませけれども、今回の地震被害想定は県のホームページに記載されております。地震被害想定在市町村ごとの詳細データが今後、県から提供される予定ですので、そのデータを使い、揺れやすさマップなどを作成し、検討してまいります。

また、県におきまして、今年度内にN T Tの電話帳とあわせまして配布する防災タウンページに、地震被害想定が記載されております。災害発生時におきましては、避難や災害に関する情報を周知する方法といたしまして、複数の情報伝達手段を活用してまいります。

さらに、災害時避難行動要支援者に対する支援方法についても、今後、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

確かに、まだ県でもはっきりと出ていないというようなことも言われていまして、これからではないかなと思うんですが、しかし、地震とか原発事故とか、そういうものは、いつになったら出るとか、そういうものではなく、もしかしたら今からでも出るかもしれません。そういう被害想定のほかのものの災害を考えなければなりません。私たちは、そういうところをきちんと町としてどういう把握をしているのかということを知っていかなければならないのではないかと思います。その知っていかなければならない最先端として、役場ではどういう形で、町ではどういう方向に進んでいるのかというようなことを、やっぱり町民に知らせなければならないのではないのでしょうか。

そこで、ちょっと2回目の質問をさせていただきます。

避難計画ということで防災対策は個別の計画が必要だと思います。病院の患者さんとか

福祉施設の入所者の方、障害者の方、介護、看護などを受けている人、一人一人個別に対応することが求められます。安全に全ての人が避難できる計画になっているかどうかも検討していただきたいと思っております。

それから、避難先、栃木県益子などに移動するかと、避難するような形になるかと思えますけれども、避難先の目的地に行くまで、全町民が安全に移動することが必要です。どのようなときに、どのような行動をとるのが最善か、具体的に熟知している必要もあると思います。全町民が逃げる場所を周知していますか、これは町民一人一人に、やっぱり問いかけ、そしてみんな町のつながりを持ちながらも、していかなければならないんじゃないかと思っております。

そして協定書では、どのような受け入れを待っているのでしょうか。町民には伝わっていますか、そここのところをお聞きいたします。

それから、ガイドマップですが、町から回覧板でガイドマップを渡されました。これガイドマップを回覧出しましたね。これについてお伺いいたします。

この原子力発電所のところなんですけれども、これは町で判断されたものですか、それとも国で出されたもののでしょうか。これだけちょっとお聞きいたします。このポイントのところ、ここの原子力発電所の下のポイントというところがあるんですけれども、このポイントについて、二、三、お伺いしたいと思います。

1番、すぐにラジオやテレビなどから正確な情報を入手しましょう。2番目は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車などあらゆる手段を通じて広報されます。3番目、自分勝手な行動はとらずに、次の情報が出るまで屋内で待機しましょう。4番、うわさやデマに惑わされないようにしましょう。5番、防災活動の妨げになるので、電話による問い合わせはやめましょう。これを聞いて町民はどのように思われますか。自分勝手な行動というのは、どのような行動を言われるのでしょうか。家で待っているということですか。家はシェルターになっていますか、お聞きいたします。

4番のうわさやデマに惑わされないということですが、情報収集のグリーン部の表示、ここですね、このグリーン部のところに、表示の町にということですが、広報にはフェイスブック等での町民にということ矢印があります。その矢印で、これはフェイスブックというのは、デマかとうかは全くわかりません。デマなのかどうか判断は誰がするんですか、誰が行うんですか、誰が行って、誰がそれを制止するんでしょう。非常にこういう何というか、押しつけがましいことで強制的に抑え込んでいるというようなことしか思えません。

5番目、防災活動の妨げになるから電話での問い合わせはやめましょう。情報が全く入らないところで、まだあるのではないのでしょうか。自分でどうしたらいいのかわからないときに、電話で確認をやめましょうということは、どういうことなのでしょう。町の言うことを黙って聞いて、逃げおくれたとき、その人の命は、町で責任持ってくれるんですか、

謝っても謝り切れないじゃないですか。防災の妨げになるというなら、ならないように手だてをすることを考えるべきなのではないでしょうか。勝手な行動はとるな、うわさやデマに惑わされるな、防災の妨げになるので電話するなどと言いますけれども、では、このようになる前に住民にどのようにしてほしいのか検討すべきではないのでしょうか。これ考えるのが実効ある計画が考えられると思います。いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問、引き続き回答させていただきます。

ちょっと事前にお聞きしていた質問内容とかなり異なっているのですが、今、多少慌てているところではありますが、原子力発電所における事故が起こった場合、地震とは関連する場合と関連しない場合がありますが、原子力災害からの避難の場合ということだと思います。今回、ガイドマップを城里町内に配布をさせていただきましたが、この内容につきまして、一般的に注意すべき内容ということで記載がされております。個別のポイントについて、いろいろご意見、ご質問等あるかと思えます。いざ原発事故が起こったときに問い合わせするのではなく、ふだんからそういった疑問、質問を解消していくということが必要なことだと思いますので、今後も原子力災害があった際に、どういった行動をとるべきかということについて、ガイドマップを配布して終わりということではなくて、今後も広報紙等で情報提供をして、いざというときに混乱が起らないように努めてまいりたいというふうに思っております。

実効性のある避難計画というものが、まだまだできていないというふうに思うんですが、今後もいざというときに混乱が起らないよう、情報の周知等を徹底してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 質問、突然と言われましたけれども、防災について考えたときには、これは常に頭に入れておかなければならない、町としても頭に入れておかなければならない情報だと思いますので、常にどこかに置いておきなさいというのは、町から言われているんじゃないですか、そうですね。それは町が言うことではないと思います。こちらから言うことではなくて、町がそういうことを言っているのです、私たちはそれに対して何とかして応えたいと思っているところですので、ちょっと3回目の質問なんですが、防災、原発のとき、障害者福祉施設入所している病院などで、患者さんとか訪問看護を受けている人とか、うちで寝たきりで一日中、一人でいる人、夜は息子さんか娘さんか誰かが帰ってくるけれども、日中は一人になっちゃうよという人とか、それから足腰の不自由

な人、それから車椅子とかつえを利用している人、障害者、生命維持装置をつけているような人、一人一人の顔が見えるような避難計画がなされているのか、そういう安全な避難計画が、一人一人の顔が見えるような対策が必要なのではないかと考えております。

また、携帯電話で受けるというようなこと、携帯電話もいろんなところで利用しながらというようなことを言われていましたけれども、この携帯電話は登録制だというようなことをちょっとお聞きいたしました。登録するには、どのようにすればいいのかとか、携帯を持っていても登録できない人、持っているだけでないというようなことを、やっぱり一人一人がどういう状態にあるかということを入りながら、防災計画、そして実効性ある計画をしていただきたいと思います。

これは避難計画というのは、本当に机上プランではありません。最後の一人まで確実に安全・安心な避難が実効ある避難計画だと思っています。これが確保できる計画が求められると思います。最後の答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご指摘ありがとうございます。

実際の災害時、障害を持っている方や高齢者など、そういった方にも配慮しながら、確実な避難ができるような、そういった配慮もこれから計画を立てていかなければならないというふうには考えております。その第一歩と言えらると思いますが、今年度の予算におきまして、消防団に個別に配置していた無線機を、今度は福祉事業所などにも配布しようということで、町の災害対策本部から、直接電話等が使えない状況でも、福祉事業所と連絡がとれるような無線機器の購入費用が本年度予算にも計上されておきまして、金額はそんなに大きくありませんが、一步一步、毎年、防災上の課題を解決すべく、毎年新たな設備の導入に努めているところであります。

今後とも防災対策に町として力を入れてまいりますので、ご理解のほどをお願いしたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） 最後の答弁ありがとうございます。

福祉施設とか、そういうところでの電話を無線機を出すとか、そういうものは国から、県からも多分提供され、情報をしなさいというようなことで言われているんだとは思いますが、とにかく住民一人一人が、いかに安全に安心して避難できるのか、そういうようなところを考えた計画で、計画を立てっ放しにしないで、住民にきちっと説明できるような、そういう対策を考えていただければと考えております。

次、最後の質問です。

投票率アップについて質問をいたします。

昨年12月に、茨城県議会議員選挙が行われました。私は何よりも投票率の低さにショックを受けました。27.2%と最も低い投票率になりましたが、私は10代の若年層の投票率に不安を覚えました。選挙権が18歳に引き下げられ、3年前の参議院選挙から投票ができるようになりました。そのときの投票率は18歳で42.5%、19歳で40.21%、全体で41.48%でした。その後、茨城県知事選や衆議院選挙、町議会議員選挙、町長選などもありましたが、どうしても10代の人たちの投票率に目が向いてしまいます。特に昨年12月の茨城県議会議員選挙は投票率が低かったのですが、そこで私が感じたことは、県議選では選挙公報がつくられ、そこには各候補者の人間性や政策が一見してわかるように編まれています。ところが、県議選では選挙公報が私のところでは見当たりませんでした。知り合いに聞くと、新聞に折り込まれていたということです。これまでだと町内会を通じて配られていましたので、私はうかつにも新聞折り込みだったとは知りませんでした。

言うまでもなく、我が国において選挙という考えが政治の場で使われたのは1870年代に自由民権運動が起きた時代からです。そして明治22年（1890年）に選挙法が施行されましたが、選挙権を持つ人は直接国税を15円以上納める人に限られ、対象者は人口の1.1%にすぎないものでした。選挙制度は、その後、紆余曲折をたどり、国民の自由な言論が発せられる社会状況の中で、20歳以上の男女が平等に選挙できる普通選挙制度ができたのは戦後になってからでした。板垣退助や後藤象二郎らが民撰議院設立の建白を出してから140年、日本国民の先達たちは自由と民権、平等を掲げて、よりよい選挙制度のために活動をしてきました。官憲による直接の弾圧も言論の統制もありました。私たちの選挙制度が、そういう先達たちの血のにじむような努力の果てにあることを忘れてはならないと思います。ただ、安直な方法で配っただけということでは、町民に周知したということにはならないと思います。

ちなみに、平成30年10月現在の世帯数は7,819ですが、新聞折り込みだと6,710世帯にしかなり行き届きません。また、自治会、町内会加入世帯は約66.6%だと聞きます。自治会ルートで配布しようとする約2,300世帯に広報が届かないこととなります。あくまでも任意団体である自治会に加入しているかどうかで、国民の重大な権利である参政権が侵害されるのは問題があるのではないかと思います。町は町民への周知をどのように考えているのかお聞かせください。

このほかに投票率向上の策がありましたら、あわせて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは引き続き、藤咲議員のご質問に回答させていただきたいと思います。

選挙について、板垣退助の公民権運動からさかのぼって、本当に歴史までさかのぼって

ご議論いただきましてありがとうございます。

選挙に行くというのは本当に大事なことだと思いますが、同時に、よく考えて選挙に行くというのも非常に大事な事かなというふうに思います。

振り返ってみると、藤咲議員が歴史を振り返られたので、私も歴史を振り返ってみると、かの有名なヒトラーも、選挙で当選して選ばれて、過半数を取って全権委任法という法律をつかって、選挙で選ばれて独裁者になっていったということだという歴史もありますし、過去、あれだけの戦争をやった我が日本国であります、そのとき女性の参政権はなかったけれども、男性に関しては普通選挙権が戦前も認められておりました、女性は選挙に行けなかったんですが、当時の男性の普通選挙に基づいて選ばれた国会議員によって、あれだけの軍事費の予算がつくられて、その結果、軍隊の統制がきかなくなって、ああいった戦争を行うに至ったという日本の歴史もありますし、選挙に行くことも大切ですが、行けばいいというものではなくて、行った結果、そういうふうな日本の戦前も、そういう国会議員が選ばれて、実際ああいう戦争に至ったわけですし、ヨーロッパにおいても実際そういうことがあったわけですし、選挙に行くことも大切ですが、誰に投票するかも同じぐらい大切というのをまず申し上げた上で質問に答えさせていただきたいというふうに思います。

現在、18歳、19歳の有権者の方には、「行ってみよう、選挙」と題した、選挙の概要が記載された24ページ構成の冊子を、特に各年度の選挙前に個別に郵送しております。

また、20歳の方には成人式式典に合わせ啓発冊子を配布しております。城里町において平成28年に選挙権年齢が引き下げられた後の最初の参議院議員選挙では、18歳、19歳の投票率は41.48%でした。それ以降、昨年12月の茨城県議会議員の一般選挙まで6回の選挙が行われていますが、投票率は減少しております。

また、今後は県選挙管理委員会及び市町村選挙管理委員会の取り組みを参考にしながら、今後も積極的な啓発に取り組んでまいります。

選挙に関する町民への周知は、ホームページ、防災無線及び町広報紙による啓発、選挙期間中については広報テープにより町内一円を巡回しております。さらに、広報しろさと選挙特集号と題した各選挙における概要を記載したA3両面1枚のチラシを自治会を通じて配布し、自治会に加入されていない方には各世帯に直接郵送をしております。

また、ポスター掲示場の早期設置、投票所入場券の事前送付を行うことにより、選挙啓発につなげております。

さらに、町議会議員及び町長の選挙における選挙公報の発行についても、城里町選挙公報の発行に関する条例を策定し、合併以来、有権者の皆様にお届けしております。ホームページ、広報紙など、町民への周知はこれまでも行っていますが、今後は内容など、さらにわかりやすくするなど工夫していくとともに、県選挙管理委員会及び市町村選挙管理委員会の取り組みなども参考にしながら、有権者の方によりわかりやすい啓発、投票に行き

やすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 答弁ありがとうございます。

冊子はこれですか、これですね。それから選挙公報はこれですね。ピンクと、これですか、これですね。これは新聞に折り込んだものですね、どちらも。これだけ、そうですか、わかりました。これは自治会で配られたんでしょうかね、そうですか、わかりました、すみません。

広報で検討していくというようなことを答弁いただきました。30年10月の世帯数が7,819、新聞折り込みが6,710、自治会加入者世帯が66.5%で2,300世帯に届かないということで、自治会未加入者のために1,290部、役場、公民館、支所、ホロル、道の駅「かつら」、各診療所に配置されております。これはいいのか悪いのかを考えたときに、悪いとは言いません、これはやるべきだと思いますけれども、しかし、この役場、公民館、支所、ホロル、道の駅「かつら」、診療所に、歩けない人、独居、外に出られない人、車がない人、体調が悪い人、このような人たちが、広報を届けてほしいというのが、そういう歩けない人たち、車がない人たち、体調が悪いような人、そういうような人で、うちでしんみり待ってなくちゃならないような人たちに、町の広報が届かないというのは、とても寂しいことではないでしょうか。未加入者のために、役場に、公民館にということをやっていますけれども、設置場所まで行けない人に届いているんでしょうか。私はいささか心配しております。自治会加入者が5,200世帯ですね。自治会未加入者は2,300世帯、新聞折り込みは6,710世帯で新聞折り込み世帯よりも自治会加入世帯が5,200世帯ですから少ないと。自治会加入世帯は新聞購読世帯よりも少ないから個別発送は非効率的だというようなことで新聞に折り込まれたそうです。

例えば、加入者がその設置場所に、これは自分で行ったときに加入している人、新聞を読んでいる人、そういう人がちょっとわからなかったから、私もらっていこうと持っていったりとか、それから新聞購読しているけれども、どこに入ってたんだろう、私わからないから、これはちょうどいいからもらっていこうとって、そういう人たちが買い物に行った人たちが手にするかもしれません。そういうことを考えたときに、歩けない、独居、車がない、体調悪い、設置場所までに行けない人に、こういう人たちにこそ情報は伝えるべきなのではないでしょうか。このような人たちに何も伝わらないということは、町の行事、町・県・国の行っていること、何も知らされないで諦めなさいと言っているようなものではないでしょうか。自治体の役割は果たしていると思っております。答弁をお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

事前にご質問いただいていたのは、若者の投票率向上の話だったと思うんですが、ちょっと今の質問内容、むしろお年寄りの投票率向上の話のように聞こえたんですけども、ご質問いただいたので答弁させていただきますが、自治会にも加入していなくて、そして交通手段もないという方に対してどうするのかということだと思うんですが、今後の検討課題ということで、民生委員等とも相談しながら考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 失礼いたしました。確かに、しかし投票率のアップのための対策をとということですので、全体的に見ていただければいいのかなと思っております。そうですね、自治体の役割というのはどういうもの、何なのか、国民の重大な権利である参政権が侵害されることのないよう町民への周知をしっかりと行ってほしいと思います。

配布は4日間あります。ちょっと期間がとても短いということで、なかなか対策が、手だてができないというようなことを担当のほうからもお聞きしております。しかし、配布日4日間あります。一気に配布できるような、配布する手だてを考えていただければいいのかなと思っております。若い人たちにももちろん伝わるような、そういう周知ですね、町がどのようなものを行っているのか、そういう周知をしっかりと伝えた上で、住民がどのような判断をするのかを判断していくのだと思います。知らせないで、何もやってないんじゃないか、投票率下がったのは、あんたたちが投票をしないのが悪いんだというような、住民に押しつけるようなことだけはやめていただきたいと思っております。周知をお願いいたします。

ありがとうございました。以上で質問を終わりにいたします。

○議長（小坏 孝君） 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、1番桜井和子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 1番、桜井和子でございます。

副町長、このたびはご就任大変におめでとうございます。町政発展のため、ご尽力くださいますようお願い申し上げまして、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、デマンド交通券発行申請手続の周知についてお伺いいたします。

高齢者の交通事故を減少させるため、高齢者運転免許自主返納支援事業がスタートして、今年で9年目に入りました。車社会の現代において、運転免許は自分の足となるもので、生活においてとても大切なものです。その免許証を返納すると決断するには、その後の生活に支障が出てくるのではないかと不安も募ってくるのではないかと考えます。その意

味において、この事業は高齢者の交通事故減少とともに、高齢者の生活の一助を担うすばらしい事業だと思っています。しかし、自主返納支援事業があること、またその手続などがわからない方がいることも事実です。実は、そういう事業があることも知らなかったの、書きかえをしないで失効してしまったが、わかっていたら、手続をして、デマンドタクシー券をいただき、買い物もできたのにとすると残念だったとか、またある方は、デマンドタクシー券がもらえると聞き、娘に車を出してもらい、笠間警察署に返納しに行ったが、返納証明書と反射板をくれただけで、デマンドタクシー券はもらえなかった。警察からは何も言われなかったの、返納証明書は何に使うのかわからずに、そのままにしてしまったとの声が寄せられました。高齢者運転免許自主返納支援事業制度は、どのように周知しているのかお伺いいたします。

次に、笠間警察署または運転免許センターで免許返納の手続をした後、運転免許取り消し通知書を添えて、本庁町民課に自主返納支援事業申請書を提出する流れになっておりますが、これを桂支所、七会支所でも受け付けをできないのかお伺いいたします。

次に、デマンドタクシー券の延長について質問いたします。

支援内容につきましては3種類あり、金額は1万2,000円の範囲内で選べるようになっておりますが、いずれか1つとなっております。使用期限はないとのことですが、金額を増やすことができないか、そのような形での延長ができないかお伺いいたします。答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。1番桜井議員のご質問に回答をさせていただきます。

高齢者の運転免許返納事業と、それに伴うデマンド交通券発行事業についてご質問いただきました。

先日、ちょっと話は離れますが、最近、新聞あるいは雑誌等で、自動運転に関する最新の状況の記事をよく見かけます。日本では余り実験が進んでいませんが、アメリカのカリフォルニア州などでは相当なレベルで実験が進んでおりまして、数年後には完全なレベルの自動運転車がアメリカで走り始めるのではないかというふうに言われています。ちょっと架空の話になってしまいますが、もし、そういった技術が本当に出現したときに、過疎地における交通の問題というのは、それが5年後なのか10年後なのかわかりませんが、劇的に改善する日が着実に迫っているなというのを感じるところです。車の中がリビングルームのようになるというふうに言われておりまして、今まで車で運転して1時間の通勤は厳しいと言われていましたが、車の中で本を読んだり書類をつくったりできるのであれば、1時間とか1時間半の通勤時間というのは苦痛じゃなくなるので、むしろ田舎に居住する人が増えるのではないかと、あるいは高校生の通学の足ですとか、あるいは高齢者が病

院や買い物に行く足の問題というのも、自動運転システムがみんな解決してしまうのではないかというような、あるいは高速道路の速度制限も自動運転車に限って150キロとか160キロ走行を許可するとかいう議論もアメリカでは行われているようで、速度制限の概念も人間が運転する場合と、運転ミスをしなないとされるAIが運転する場合で全く変わってくるんじゃないかと、そんな議論も海外では行われているようですが、日本では、まだ残念なことに1周おくれで、恐らく海外よりもおくれて日本でそのシステムが実現するんじゃないかなというふうには思っておりますが、若干ちょっと話が外れてしまいましたが、ちょっと遠い将来では、そういったテクノロジーが交通弱者を解決する可能性があるということ、少し夢のある話に言及した上で、身近な話にも答弁させていただきたいと思いません。

さて、デマンド交通券の申請について、十分に情報が行き渡っていないということで、申しわけないというふうに思っております。本事業の周知に関しては、事業開始より町のホームページや広報しろさとお知らせ版などにおいて周知をしているところでございます。ただ、わかりにくいということですので、31年、元号が変わるので31年とは言わないですが、今年の広報しろさと6月号で、城里町の公共交通に関する特集記事を見開き2ページで掲載して、わかりやすく説明させていただきたいというふうに思います。ということで6月号をお待ちいただきたいというふうに思います。

桂支所、七会町民センターで申請手続きができないかということですが、現在、ご指摘のとおり町民課の窓口のみで申請を受け付けているところでございます。今後につきましては、桂支所、七会町民センターでも6月から書類を受け取れるように役場内で準備をしていきたいというふうに思っております。

次に、デマンド交通券の延長について、本町の高齢者運転免許自主返納に対する支援物の支給については、茨城交通のバスICカード1万2,000円分、城里町デマンドタクシー利用券1万2,000円分のどちらか、または茨城交通バスのICカード乗車券及び城里町デマンドタクシー利用券各6,000円分、この3つのうちどれかを1回のみ支給することになっております。近隣市町村の自主返納者に対する支給分も1回のみであるため、今後につきましても、来年度平成31年度予算についても1回分ということで計上しておりますが、今後、検討して、近隣市町村の動向なども見ながら検討していきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ご答弁ありがとうございました。

周知についてですけれども、わかっていたら利用したかったという方もいらっしゃるわけですので、そしてまた6月号に特集記事を載せてくださるということで本当にありがとうございます。ぜひ定期的に広報お知らせ版などで周知していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の各桂支所、七会支所での申請ということですが、6月から実施してくださるということで本当にありがとうございます。現状では、支援事業申請書をそれぞれの役所に提出をした後、町税を完納していることが確認できれば決定通知書が届き、交通券を受け取りに行くような形になっていると思いますが、返納して免許がなくなった高齢者が、また足の確保で苦勞することがないように、各地区の配達員さんに届けていただくという、そういう改善すべきではないかと思いますが、これはいかがでしょうか、ご答弁お願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

1万2,000円の金券ですので、ちょっとそれを配達員に預けられるかどうか、ちょっと今の時点では確定的なことは申し上げられませんので、今後、受け取りやすい仕組みについて、役場内でよく議論、検討していきたいというふうに思います。

○議長（小坏 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） そのような形がとれば、本当にまた車どうしよう、取りに行くの、どうしたらいいだろうと、本当にそういうことで苦勞することもなくなるのではないかと思います。ぜひ早期に対応してくださいますよう、よろしくお願いいたします。

延長については、31年度、前向きに検討していくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、使用済み布団の処理についてお伺ひいたします。

古くなった布団の処理は、環境センターに持ち込むことになっておりますが、困っている方が多くいることを知りました。特に寝具を扱う女性にとっては悩みの種になっているようです。軽自動車に乗せて環境センターまで行くのが難しく、可燃ごみで出そうとはさみで切り始めたら、中綿が飛び散り、ほこりもひどく、マスクをしてやっとの思いで裁断したが、布団1枚で5袋となり、その後の清掃、掃除も大変で手も痛くなり、可燃ごみでは二度と出せないと思った。高齢になり環境センターまでとても運べない。また業者に頼んで処分することも可能かと思ったが、費用のことを考えると心配で安易に頼むこともできず困っている。有料でもいいから、近くのごみステーションに出せるようにしてほしいとの要望がありました。私の住んでいる七会地域でも、そのような声を聞きましたので、町内の方や団地の方、また子育てが終わり子供さんたちが巣立っていかれた方々の中にも困っている方がいるのではないかと思います。

そこで、布団を粗大ごみ扱いできないかお伺ひいたします。答弁、お願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、質問に対して回答させていただきます。

布団等を粗大ごみとして収集する場合がありますが、雨にぬれたり、一時的に大量に出される場合が考えられ、焼却に影響を与えることから、各自、直接環境センターに搬入するというルールになっているところがございます。車をお持ちでない家庭、高齢者など、直接環境センターに搬入できない方の場合、指定袋に入る大きさに切断していただいて、可燃物としてごみ収集所に出していくか、町の運搬許可業者に回収を依頼していただくようご案内しているところです。

今後、新ごみ処理施設建設に合わせて、ごみ分別収集計画を策定することになっておりますので、ご質問の件も、そのごみ分別収集計画の中で検討課題として議論していきたいと考えております。

○議長（小坪 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 1 人の方が、例えば多量に出されるということを考えて、環境センターに持ち込みということになるということなんですけれども、本当にその1 人のために、本当に困っている、正しく出そうと、そういうふうに思っている方にとっては、ぜひ粗大ごみというか、そういう形で出せばありがたいなと思います。

2021年には新しい施設ができるということで、そのときには、また今の困っている方の心に沿いまして、前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、町内のコンビニエンスストアにA E Dの設置ができないかお伺いたします。

医師だけに使用が限定されていたA E Dですが、厚生労働省は2003年4月から救急救命士に、さらに2004年7月からは一般人に使用が認められました。病院外での心肺停止は、全国で年間2万人から3万人と言われており、高齢化により今後さらに増えると予想されております。処置が1分おくれるごとに10%ずつ救命率が低下すると言われております。できるだけ早く電気ショックを与えることで救命率も、その後の社会復帰も向上すると言われております。現在では公共施設を中心に、人が多く集まるところに全国で約20万台設置されているそうです。城里町でも公共施設には設置されておりますが、夜間や休日には閉鎖されており、セキュリティがしっかりしていることもあって、設置されていても使用することはできません。24時間営業から働き方改革として営業時間の短縮、見直しを検討しているコンビニもあるとの報道がされておりますが、それでも夜遅くまで営業しておりますので、そのコンビニエンスストアに命を守るA E Dを設置すべきと思いますが、ご所見をお伺いたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、質問に回答させていただきます。

AEDは、事故などによる突然の心肺停止に対する救命率向上につながる有効な手段です。公共施設を中心に配置が進んでいるものの、休日や夜間も利活用できるコンビニへの配置は、全国的にはまだ少ないものの徐々に増えているようです。県内においては8つの自治体が設置しているようです。県央地区では水戸市がセブンイレブンでの設置を始めております。

なお、セブンイレブンが24時間営業を見直すため実験運用を始めるとのニュースが最近ございました。このような業界の状況を踏まえながら、今後、先進自治体の状況を聞くなど、課題や効果などを調査し、本町として効果的な運用が可能かどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ご答弁ありがとうございました。

備えあれば憂いなしといいます。ぜひ、前向きに検討していただきまして、早期設置できますようお願い申し上げ、簡単ですが質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で1番桜井和子君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は、11番小林議員の一般質問から入ります。

午前11時56分休憩

午後 1時00分開議

○議長（小唄 孝君） 傍聴人1名を許可しました。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで町長より発言を求められていますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、先ほど午前中の答弁の中で訂正がありますので、申し上げます。

先ほど藤咲議員の防災避難計画についての答弁の中で、平成31年度予算で整備するIP無線を福祉施設に配置するとしましたが、全ての福祉施設というわけではありませんが、指定避難所27カ所にIP無線を配置しますが、その中に桂聖明園、それから七会保健福祉センターが入っておりまして、そういう意味で福祉施設にも配置いたしますが、町内に存在する全ての福祉施設に配置するというわけではございませんので、訂正をいたします。

福祉避難所ということで、手を挙げて、指定されたところについて配置しているものでございます。

訂正をいたします。

○議長（小坏 孝君） 次に、通告第4号、11番小林祥宏君の発言を一問一答方式により許可いたします。

11番小林祥宏君。

〔11番小林祥宏君登壇〕

○11番（小林祥宏君） 11番小林でございます。

まず初めに、上遠野町長におかれましては、城里丸の船長として2期目に入り、行政を執行しているところでありますが、その間、町民、議員各位から貴重な建設的なご意見がなされております。どうか今後とも町の活性化、住民の福祉向上に積極的に取り組んで、明るい元気なまちづくりに精進してくださることを強く期待するところでございます。

それでは、先般、通告いたしました件について、順に質問いたします。

第1点目の新年度予算編成についてであります。冒頭に平成31年度施政方針で町長から説明があり、一般会計予算は歳入歳出とも105億3,800万円、前年度の当初予算は94億8,300万円でございます。ちなみに11.1%の増となっております。過去2番目の規模の編成であります。

ちなみに過去1番目は、平成26年度庁舎建設に充当した116億4,000万円となっております。そこで、編成の今年度の重点項目、また前年度に対しての内容等の比較についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、11番小林議員のご質問にお答えいたします。

新年度予算の重点項目ということでご質問いただきました。過去2番目に大きな予算となったということですが、昨年度に比べて約10億円程度予算が増えているわけですが、その主たる要因は、新ごみ処理施設建設事業でございます。

ごみ処理施設建設事業に、平成31年度は9億6,400万円を計上しておりますので、今年度予算が過去最大規模となった主たる要因となっております。

安心して清潔な生活に環境センター、衛生センターは欠かせません。平成32年度までに完成させることを目標として、環境センターの更新事業及び衛生センターの延命化事業を着実に進めていきます。

それから次に、大きく予算を押し上げたのが防災情報伝達システムの整備事業です。これに約3億円を投じております。3町村合併以来ですね、それぞれの町、村によって違う防災情報無線システムを使ってまいりましたが、老朽化も進んでおり、ここで合併した城里町として、1つの伝達方式にまとめなければならないということで、デジタル無線の整備を行います。

ごみ処理施設建設事業と防災情報伝達システム整備事業で、2つ合わせて13億円近い費用がこの2事業でかかっておりますので、この2つの事業が今年の今年度予算を大型化させた大きな理由になっているかと思えます。

ちなみに、ごみ処理施設建設事業も防災情報伝達システムの整備事業も、31年度で終わる事業ではなくて、次の年にも予算の計上が予定されておりますが、次の年のほうが工事が本格化してきますので、恐らく予算は大きくなってまいりますので、2019、2020というふうに大きな予算が組まれることになるのではないかと思います。

それ以外の分野で今年度の重点分野としましては、引き続きではありますが、子育て支援の分野で1番の町を目指す城里町として、3歳から5歳の保育料、認定こども園の給食費の無償化などを行ってまいり予定でございます。所要額は1,420万2,000円でございます。

それから、4つ目としましては、道の駅かつらの改修工事でございます。今年1月より新しいトイレができ上がりまして、当初、多少の不具合もありましたが、現在は不具合も全て解消しまして、住民の方々にも生産者の方々にも喜んでトイレを使っているところではありますが、道の駅かつらの改修事業は31年度におきましても継続して行っております。築後27年が経過した道の駅かつらですが、老朽化しておりまして、雨漏り等もございまして、屋根、外壁の改修工事を行いまして、雨漏り等がないようにしてまいります。

また、その際、単に修繕だけではなくて、売り場の増築も行います。建物の後ろ側のほうですね、形が道の駅かつらは、少しへっこんだ形をした部分がありますので、その部分に屋根を伸ばしまして、増築しまして、売り場を広げる予定となっております。

道の駅かつらですが、2年前に改修したそば屋さんの部門ですが、やはり改修以降、明らかに売上げが上がっておりますので、やはりリフォームをすると売上げが上がるというような実際に効果が出てきておりますので、今度は直売部門の売上げ増加も図っていきたく思っております。そちらの道の駅かつら改修事業に、5,165万6,000円を計上しております。

最後に、5つ目としまして、増井地区下水道事業の推進に係る予算を計上しております。こちらが2億1,600万円を計上しております。上入野地区の農業集落排水との統合を目指し増井地区の公共下水道事業を推進しております。公共下水道事業の広域化、共同化は国としても推奨している事業であります。

農業集落排水は、下水道に似ていますが、1人当たりの処理費用が公共下水に比べて高くなっております。農業集落排水を公共下水に取り込むことによって、長期的な維持管理費用を安くすることができます。農業集落排水ですと、農業集落排水ごとに機械施設を持っておりますが、その機械施設の修繕、維持、そして一定の年数がたつと建てかえを行わなければなりません、この費用が非常に大きな負担となりますので、現在、城里町の下水道事業、特に上入野地区の農業集落排水施設が最も古い機場となっておりますが、隣接

の増井地区まで公共下水が来ておりますので2地区をつなぐ管を創設することで、機場を廃止することができる。機場を廃止することで、将来的な行政としての維持管理費の縮減をすることができるということで、進めているものでございます。

そういった行政の負担軽減につながるということで、国としてもぜひやるべきだということで推奨されている事業なのですが、なかなか茨城県では事例がないんですが、城里町がトップランナーとしてこの事業を行っていかうということで、農業集落排水と公共下水の統合を行っていきたいと思っております。

上入野と増井で成功させて、続いてほかの農業集落排水施設が城里町内各地区にございますので、その後は各施設の農業集落排水を公共下水に取り込んでいくというのを順次行っていききたいというふうに考えております。

以上、重点項目について説明をさせていただきました。新聞等で、子育て支援が非常に取り上げられておりますが、実はそれ以外にも地味ではありますが、重要な事業が行われております。

最後にお話ししました下水道事業なども、地味ではあるんですが、今後5年、10年先の投資額を考えると、非常に町として重要な事業あるいは茨城県全県で見ても先進的な事業が行われようとしているということで、ぜひご理解をいただきたいというふうに考えております。

なお、新年度予算と前年度予算の比較につきましては、財務課長より答弁をさせます。

○議長（小唄 孝君） 財務課長高堀義美君。

〔財務課長高堀義美君登壇〕

○財務課長（高堀義美君） 11番小林議員の質問の2つ目、前年度予算に対しての内容比較についてお答えいたします。

小林議員が最初に申しましたとおり、平成31年度の一般会計予算の総額は105億3,800万円で、前年当初費11.1%の増となっております。

歳入では、前年度から増額しているものは、地方交付税が11.7%増の40億299万円、国庫支出金が28.7%増の9億6,622万7,000円、町債が66%増の12億5,029万円となっております。減額しているものは、自動車取得税交付金が39.4%減の1,760万円、寄附金が62.5%減の750万2,000円、繰入金が19.9%減の6億3,405万8,000円となっております。

歳出では、前年度から増額しているものは衛生費が一般廃棄物処理施設整備事業等で112.8%増の19億87万7,000円、商工費が道の駅かつら施設整備事業費等で20%増の3億2,400万8,000円、消防費が防災情報伝達システム整備事業費等で53.3%増の7億7,445万9,000円となっており、減額しているものは、教育費が幼稚園の閉園に伴い10.1%減の9億8,689万1,000円、公債費が過去に発行した高金利の町債残高の減に伴い、8.4%減の8億7,124万7,000円、民生費が施設型給付費事業費等で2.5%減の24億5,350万2,000円となっております。

以上が前年度予算に対しての内容比較となります。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 11番小林祥宏君。

〔11番小林祥宏君登壇〕

○11番（小林祥宏君） ありがとうございます。

今、町長から施政方針で重点項目という答弁がございましたが、その中で我が町は子育て支援、福祉の町、教育の町と、町を挙げて町長みずからそれを旗上げしているところがございますが、その中で学校給食の無償化、31年度ですか、そこから児童・生徒の無償化をするということなんですが、先般、予算特別委員会の審議の中で、事務局から学区外児童・生徒は、来年度から給食費を徴収するんだという説明がございました。

そこで、学区内外関係なく、無償にすべきと思いますが、この点に対して見直しというか、検討してはどうかと思うんですが、町長の考えを聞きたい。よろしくお願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

学校給食の無償化に関するご質問ということでございます。

学校給食につきましては、議員各位もご存じのとおり、現在無償化されております。今、小林議員からご指摘なのは、城里町の学校に通っているのですが、城里町の住民でない生徒、学区外から、水戸市や笠間市やあるいは常陸大宮市等から城里町内に通っている生徒について、給食費の無償化を継続すべきではないかというご質問であるかと思っております。現在は学区外から通っていても学校給食費が無償になっております。

一方で、保育園、幼稚園につきましては、保育料あるいはその中に含まれる給食費につきましても、水戸市や常陸大宮市だと、他市町村から保育園、幼稚園に通っている場合は、保育料もいただきますし、給食費もいただいているというところがございます。その保育園、幼稚園では、住民票のある方については無償化、住民票のない方に関しては無償化しないという対応をとっているわけですが、学校では、とりあえず学校にいれば全員無償化という対応をとっているわけですし、ここで対応が分かれているわけですが、そこで幼稚園、保育園に合わせて学校においても住民票がない場合は、ほかの市町村から通っている場合には給食費をいただくということで、教育産業委員会でご説明を申し上げたところでございます。

それに対して今一般質問で、疑問が提示されたところでございますので、持ち帰って再度検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（小坪 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

11番小林祥宏君。

〔11番小林祥宏君登壇〕

○11番（小林祥宏君） ありがとうございます。

これいろいろ税金を納めていないから、地区外にはもらうんだと。あくまでもこれ学校教育といった場合には、義務教育かと思うんです。それで児童・生徒がせっかく城里町に通学してくる、その辺の大きな心があってほしいかと思えます。やはり学校給食は、私は生きた教材、義務教育の一環だと思っております。この辺について、通告はありませんが、教育長の見解があればお答えいただければありがたい。

○議長（小坏 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） ただいまの小林議員のご質問に対して、私のほうの見解ということですので、やはり一つの答えとしましては、町長が申しましたように、幼稚園、保育園、保育所等との矛盾、そこがあってはいけないだろうということ、私1つ、それについては同感でございます。

といいますのは、奨学金制度、これは義務教育ではないんですけれども、これについても多少滞納が目立つ部分もございますけれども、やはり納税の義務を果たしているか否かというところによる部分が大きいんですね。義務教育とは別だということと言われればそのとおりでございまして、ただ、要保護、準要保護家庭におきましては、町外、町内、どちらも無料化ではございます。

懸念される問題点としてはですね、やはり昨年度、小・中無料でスタートしてしまった部分なんです。そういうことですので、先ほど町長の答弁でも持ち帰って検討ということが第一ではございますけれども、このままで答弁以前までは、丁寧な説明をしてご理解をいただいてというふうには考えておりました。先ほどの町長の答弁で持ち帰って検討ということですので、若干時間をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 11番小林祥宏君。

〔11番小林祥宏君登壇〕

○11番（小林祥宏君） ありがとうございます。

やはり教育、音楽、スポーツ、国境がないというぐらいの気持ちで、城里町は文教の町だということで、今後とも進めていただきたい。町長の今後ご検討をいただくということでありました。ありがとうございます。よろしく願います。

続きまして、第2点目、道路整備についてでございますが、まず県道阿波山徳蔵線バイパス、当初は広域農道ビーラインという計画で進めておりましたが、現在の進捗状況についてどのような今整備がなされているのか。

それで次に、国道123号線、バイパス進捗状況でございますが、これも申すまでもなく、この道路は城里町と水戸市を結ぶ重要な幹線国道で、城里町内の約7.6キロメートルのバイパスが計画されております。そのうち現在一部開通されておりますが、現在の整備事業

についてをお伺いいたします。

ちなみにこの件については、平成29年2月24日付で、我々城里町議会議員連名で早期完成に向けた要望書を茨城県知事に要望してきたところであります。その後どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

第2点目の質問を終わります。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、引き続き回答をさせていただきます。

県道阿波山徳蔵線（ビーフライン）バイパスの進捗状況、それから国道123号線バイパスの進捗状況についてご質問をいただきました。

まず、阿波山徳蔵線のほうから回答をお伝えします。

県では、国道123号高根山入り口から高根、孫根を通して錫高野に至る路線を県道阿波山徳蔵バイパスとして整備を進めています。

現在の進捗状況ということですが、計画延長2.7キロで孫根側と錫高野側の両方から工事が実施されており、740メートルが供用開始されており、約30%の進捗率です。

城里町といたしましても、この阿波山徳蔵線、十分な予算をつけて、茨城県として十分な予算が計上されるよう働きかけを行っているところでありますが、ぜひ議会議員の皆様方からも繰り返しになりますが、茨城県への要望、働きかけなどご協力をいただき、町全体として十分な予算がこの路線につくよう一致結束して、県に対する要望活動を行っていただければというふうに考えております。

以上でございます。

国道123号バイパスのほうに移りますが、国道123号バイパス工事は、昭和63年に計画決定をし、整備を進めているところで、平成15年に石塚坪間の約2キロを重点地区として指定し、現在まで事業を進めております。

進捗状況としましては、重点区間の2キロメートル、具体的に申し上げますと、坪小学校の前の大きな通りのところまで用地取得を完了し、県の本年度予算で町道部分の舗装を実施し、交差点部分につきましても早期に着工となる見込みです。今年の夏ぐらいには開通していただけるのではないかとというふうに期待をしているところですが、交差点の工事も入札の公告が行われて、落札事業者も既に決まっているようですので、速やかに工事が終わって、坪小学校の前まで開通してほしいというふうに今待っているところであります。

坪小からその先、阿波山のコメリ付近まででございますが、坪方向からではなくて、栗方向から測量設計が開始されておりますということで、今までは石塚方向から事業を進めていったんですが、最後の残る区間については逆に、阿波山方向から坪方向に向かって事業が進捗しているところであります。30年度で測量設計、31年度には補償や用地の取得に

入ると伺っておりますので、住民の協力を得て、31年度に用地の取得が終わり、32年度に着工となれば、一番速いスピードになるのかと思いますが、そのように進むように町行政、議会あるいは地元の住民の方一体となって事業に協力体制をとることが重要かと存じております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 11番小林祥宏君。

〔11番小林祥宏君登壇〕

○11番（小林祥宏君） ありがとうございます。

阿波山徳蔵バイパス全体計画路線は、笠間市から城里町、常陸大宮市を経て計画された道路でございます。いまだ開通されていない、これは我々合併前に広木村長、大森村長、金長村長、阿久津合併して町長、そして今上遠野町長の首長の期間に、いまだに開通されていない、本当に。私もちなみに大桂大橋は平成3年3月に着工しております。それからもう30年近い、もう半世紀もたっているわけでありまして。一日も早く城里町にとって開通できるようによろしく我々議会としても町執行部に対しても力を入れていかなければならないのかとは思っております。そういうことから、完成に向けて一層の努力をいただきたいと思っております。

それから、ちょっと細かいあれなんですけど、阿波山徳蔵線バイパス、この点で用地は事務局サイドで、課長でいいですが、完了しているのか、未着工、設計に問題はないのか。今年度の事業費、開通の見込みはなかなか難しいと思うが、その点できる範囲で説明できればと思います。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長鯉淵和己君。

〔都市建設課長鯉淵和己君登壇〕

○都市建設課長（鯉淵和己君） 11番小林議員の質問にお答えをいたします。

用地の関係ですけれども、錫高野地内の低い部分のところに1名だけまだ用地の取得ができていない場所があるということを聞いております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 11番小林祥宏君。

〔11番小林祥宏君登壇〕

○11番（小林祥宏君） 再度お聞きしたいんですが、用地は完了していると聞いているんですが、1名まだ用地を確保していないんですか、これ。もう一度。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長鯉淵和己君。

〔都市建設課長鯉淵和己君登壇〕

○都市建設課長（鯉淵和己君） まだ難航者が1名いらっしゃって、用地は取得できていないというふうに聞いています。

○11番（小林祥宏君） その問題は何かないのけ。何かできないこと。

○議長（小坏 孝君） 都市建設課長鯉渕和己君。

〔都市建設課長鯉渕和己君登壇〕

○都市建設課長（鯉渕和己君） 私が聞いている範囲なんですけれども、どうも道路事業に対して何かあるということではなく、別のことでちょっと納得がいかない部分があるので、反対だというふうに聞いております。

○議長（小坏 孝君） 11番小林祥宏君。

〔11番小林祥宏君登壇〕

○11番（小林祥宏君） わかりました。速やかに解決をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは次、第3点目、防災の対応に、これ防災ということは非常に幅の広い、防災とは災害を防止することですが、地震、台風、津波、水害、土砂崩れ等でございますが、通告しておりました、城里町において、急傾斜地の崩壊、30度ですか、そういう箇所が何箇所ぐらいあるのか。そしてその事業が施行、今現在どのようにしているのか、それをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

引き続き回答させていただきます。

急傾斜地の崩壊が危険とされる場所がありますが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、県が指定した崩壊危険箇所が町内に62カ所あります。

工事は規模により、国の補助事業と県単独事業がありますが、城里町に国の補助に該当する場所はなく、全て県単独事業の該当地になっております。

この工事を実施するに当たっては、全面的な協力が必要で、関係者の同意を添えて県に工事の申請をします。城里町からは平成23年に増井地区、平成29年に錫高野地区で申請を出しております。平成30年度に増井地区の調査が入りました。しかし調査の結果、事業着手要件である居宅住宅が5軒以上あることに該当しないため、事業が着手できない状況にあるとの回答をいただいているところでございまして、町としても今後調査あるいは県に対して事業の実施の要望をしていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（小坏 孝君） 11番小林祥宏君。

〔11番小林祥宏君登壇〕

○11番（小林祥宏君） ありがとうございます。

それで、これただいまの答弁で県の事業ということですが、事業費、その負担率はどのようになっているのか、それを教えていただければと思います。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

地元負担率は10%、県の負担が90%となっております。

○議長（小坏 孝君） 11番小林祥宏君。

〔11番小林祥宏君登壇〕

○11番（小林祥宏君） 了解いたしました。

最後に、城里町副町長就任についてですが、このたび仲田副町長就任、まことにおめでとうございます。

それで、就任に当たり、その決意を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小坏 孝君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 小林議員さんのご質問にお答えをいたします。

先に平成30年第4回定例会におきまして、副町長選任案件につきまして議員皆様にご同意をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。まことにありがとうございます。

私自身、副町長を担うような器ではなく、その職務が遂行できるか、不安ではございましたけれども、就任より本日まで2カ月余りを経過いたしまして、その職責の重さに日々痛感しているところでございます。この職務を果たすため、毎日をただただ頑張るしかないと思っております。

さて、城里町では人口減少、少子・高齢化による諸課題に直面をしているところです。この課題に対し、町長は4つの柱を初めとする政策を展開しております。私も町長が進める安心して暮らせるまちづくり政策の実現、町民本位の行政推進に向けて誠心誠意を尽くし、職員一丸となり取り組み、町長を支えてまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

議員の皆様におかれましてはご理解とご協力、さらは一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。簡単粗辞でございますけれども、就任に当たっての決意とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 11番小林祥宏君。

〔11番小林祥宏君登壇〕

○11番（小林祥宏君） 力強いご決意ありがとうございます。どうか町長の補佐役として、本町のスローガンであります「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」づくりに、今までの行政力を生かして鋭意努力される旨をご期待申し上げます。終わります。

ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で11番小林祥宏君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、7番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。

7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を開始する前に、仲田副町長のご就任まことにおめでとうございます。ただいま小林議員からの質問の中で、力強い答弁をなされていて、ぜひ町発展のためにご尽力いただければと思います。

特に、職員ですね、非常に業務も多様化し、専門化しています。いろんな部署で職員が対応に困ったりしている場合もあるでしょうから、そういった声にも副町長の立場で耳を傾けてやっていただければというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初に、通告してある質問ですが、七会大網地区の残土問題についてであります。

この残土問題について、2018年11月16日の毎日新聞の記事ですが、建設残土、首都圏を中心に発生した建設残土が400キロメートル近く離れた三重県に年間26万トン運ばれ、県南部の町に事実上、投棄されている。土砂条例がない三重県が標的になったと、こういう記事が出ています。これは逆にいうと首都圏近郊になかなか残土を処分する場所がないということなんですね。

そういった中で今回、大網地区にペット霊園として申請を最初に出た経緯があると。しかし、実際には残土等が運ばれていて、その対応に苦慮したと。そこで、その申請からこれまでの経過を議会も共有するという意味において、詳しく説明をしていただければと思います。

また、城里町は前の議会で、土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の一部を改正しております。厳しくしているということでもあります。この条例施行1月ですがに関連して、この施行業者に対して、どのように今後対応していくのか、それをお伺いいたします。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

議席番号7番三村議員のご質問に回答させていただきます。

ご指摘のとおり、現在、城里町の旧七会村大網地区におきまして、ペット霊園をつくるという目的で残土がそこに搬入をされております。町外から残土を持ち込んで、埋め立て事業が行われているわけですが、もともと申請があったときには、町外から持ち込むことを規制する条例がありませんでしたので、許可しないという理由がないものですから許可が出されて、そして、残土が大網地区の山の中に持ち込まれて、ペット霊園をつくるとい

う目的とされていますが、持ち込まれたわけです。

その後、城里町議会で議決をいただきまして、町外から残土を持ち込んではいけませんということで、条例が厳しくなりました。ということで、その新しい条例に基づいて、今後は町外から土砂を持ち込んではいけませんよということで、指導をしようとしていたところ、それを無視してですね、1回目出した許可期限が終わった後も残土を持ち込み続けていたということで、町としても放っておけないということで残土をチェックし、残土の中身の酸性、アルカリ性の基準等も町の条例に違反する建設残土であったため、町としては事業停止命令書等を発出して、事業者に対して適切な措置をとるよう求めているところでもあります。

それが今回の事案の概要ですが、詳しい日付、それから命令書等の正式名称等ですね、詳しくは町民課長より答弁をさせます。

○議長（小坏 孝君） 町民課長柳橋司朗君。

〔町民課長柳橋司朗君登壇〕

○町民課長（柳橋司朗君） ただいまの三村議員さんのご質問に、経過についてご説明申し上げます。

当事業は、平成30年5月2日付で、ペット霊園造成工事のため、土砂等による土地の埋め立て事業許可申請が出されたもので、同年7月20日に条件を付して許可したものであります。

また、事業期間として平成30年8月1日から平成31年1月31日までとなっていたため、期間の延長について協議中でありましたが、協議期間内に条件の違反が認められたため、弁護士等にも相談いたしまして、平成31年2月6日付、土砂等による土地の埋め立て等事業停止命令書、同2月12日付、埋め立て事業に用いた土砂等の全量撤去勧告書、同日、許可期間延長の事前協議及び事業変更許可について認められない通知をし、勧告に従わないため、同2月25日付、埋め立て事業に用いた土砂等の全量撤去措置命令書を通知したところであります。

以上が経過となります。

条例の一部改正がされまして、許可に対する規制が厳しくなりましたが、大綱につきましては今後もパトロールの強化等に努めまして、これ以上の残土の土砂搬入を阻止したいと考えております。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 今後の対応についてでございますが、今後も平成30年10月議会において、城里町議会において、新しく条例で基準を厳しくしましたので、この新しい条例に従って、町外からの土砂を持ち込ませないということで厳しく指導をしてまいりたい

というふうに考えております。

また、事業者につきましても、既に全量撤去命令書を出したところでありますが、しっかりと違反した土砂を撤去するよう、そして今後町外から土砂を持ち込まないよう指導を
してまいる所存です。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 答弁ありがとうございました。

厳しく対応していくということなのですが、業者の名前というのはこの場では言えない
のかな、ちょっとその点ね。

それから、もう1点は、これ土砂撤去措置命令を出しているけれども、従わない可能性
もあるわけですね。そのときの対応を聞きます。

また、この土地の所有者についての情報は個人情報で出せないのかな、その辺ちょっと
お願いします。

○議長（小唄 孝君） 町民課長柳橋司朗君。

〔町民課長柳橋司朗君登壇〕

○町民課長（柳橋司朗君） 三村議員さんのご質問にお答えいたします。

土砂等の全量撤去命令書を通知いたしました。それと同時に撤去計画書の提出も求め
ております。その撤去計画書につきましては、現在出す意思があるというふうなことでお
話を伺っております。計画書の提出待ちでございます。もし出された場合には、それを
審査いたしまして、実際に審査が通りまして撤去いたしました場合には、その現地確認
等を通しまして、事業の進捗を見守るものでございまして、続きまして、ご質問の業者名
でございますが、稲敷市にあります株式会社ライズという会社でございます。土地の所有
者につきましては、個人情報ですので、言えないものでございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 厳しく臨むということで、ぜひそうしていただければと思うん
です。

最後に、1つ仮にですよ、業者が行方をくらますとか、責任を放棄しちゃうとか、そう
いう場合に、この処理費用の負担は事業者だけではなく、土地所有者に係る場合もあると。
善意の第三者という立場で民法上、対抗できるかもしれないけれども、仮に売買契約等が
あって、お金等をもらっている場合には、その所有者に義務が、責任が及ぶということも
あるということですね。

ですから、今後町では防止策をとっていただきたい。それはやはり安易に土地を貸した
りしないと。またそういう契約には必ず書面で応じるとか、また道路から奥まった土地は

見回りや掲示板等を設置すると、これは町ではなく所有者がするべきでしょうが、そういうことをするように、町は今後土地所有者に対して啓蒙活動をしていっていただきたいというふうに思いまして、1つ目の質問を終わりにいたします。

続きまして、2番目、児童虐待についてをお尋ねいたします。

国は、今国会で児童福祉法を改正し、児童福祉司の任用を厳格化する見通しであります。親から子への体罰禁止の法制化も検討していると。これは民法における懲罰権との整合性をどのようにとるかということが審議されるのではないかと考えております。

懲罰権に関して「しつけ」と称した虐待が後を絶たないために、このような親の体罰禁止というようなことが取りざたされているのだというふうに思います。

当町では、このような虐待の事例が何例ぐらいあり、どの程度把握しているのかを教育長ですね。それからまた、就学前の子供に関しては、こども福祉課ですか、把握している数等をお願いいたします。

また、2番目になりますが、どうしても民事不介入ということで、早期の家庭への介入がためられ、重大な結果を招いた事例があります。

当町において、児相や警察との連携について、現況どのようになっているか、ご説明を求めます。

以上、2点お願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、続けて回答させていただきます。

1つ目の質問で最後、しっかりと土地所有者も土地の管理をということで最後ご提案いただきましたが、ちょうど31年度から森林譲与税の新しい税が各市町村に配布されることになりまして、それは森林の管理にしか使えない特定財源として31年度から町へ入ってくることになるわけですが、その制度の趣旨が山林の管理が次第にできなくなっているということで、町のほうで森林所有者の意向も聞いて、山林経営を市町村に委ねる場合は、またそれを引き受けることができるというようなそういった制度もあわせてできてきているわけですが、まだ城里町については来年、31年から始まる制度ですので、その前段の準備もまだこれからというところですが、今回の大綱の件も山林所有者が、業者に山林を売ってしま、どれぐらいで安く売ったか、高く売ったかは私わかりませんが、いずれにせよ山林の所有者がそういう会社に山林を売却したことから始まった土砂の撤去騒ぎになっておりますので、やはりふだんからの山林経営というのがきちんと行われて、ある程度木材生産等もきちんと行われるような山林であれば、そういった問題も起こりにくいのかなというふうには考えております。そういった山林の管理というの、これから重要な課題になってくるかというふうに思います。ちょうど国としてもそういう制度が用意されたとこ

ろでございます。

さて、児童虐待に関してでございますが、町としても児童相談所及び警察と連携を行っております。31年2月末時点で、児童相談所、警察署と連携している事案としては、1件でございます。未就学児ではありません。そのほか経過観察を含めた相談支援が10件ほどあります。

詳しくは、教育長より答弁をさせます。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） ただいまの三村議員のご質問にお答えいたします。

特に、2番のほうの今具体的な数値については町長のほうからございましたけれども、何せこの案件というのは非常にデリケートな部分がございます。そういうことですので、虐待の内容と具体的なものについては、個人が特定されるおそれもありますので、そこはご了解いただきたいと思います。

さて、特に、児相や警察との連携についての部分でございますけれども、千葉県の小学4年生の虐待死亡事件を受け、県の指示で町内小学校5校、中学校2校全てで、2月1日から14日まで、実質登校日数というのは9日間ございましたけれども、その全欠した児童・生徒全てを対象に家庭訪問を行い、虐待がないかどうかの確認を行いました。この期間に全欠ということで該当した児童・生徒は小学校では1名、中学校では3名、合計4名おりましたけれども、虐待と思われるものが1件ございました。ただ、これについてはこの期間にということではなくて、以前より把握していた事案であり、ただ殴る蹴るといったようなそういう類いのもものではございません。

本町では、欠席が1日でもあった場合は、必ず担任が連絡を入れ、2日連続の欠席の場合は、必ず家庭訪問をするようにしております。

気になるあざや傷を発見した場合は、すぐに養護教諭と確認し、管理職を交えて判断をし、町の教育委員会と福祉こども課が連絡を取り合いまして、児童相談所、笠間警察署生活安全課への通報も視野に入れて対応しております。

虐待のおそれも含めいじめ等の未然防止や最小限での事案解消措置としまして、県配置のスクールカウンセラーを2名、1名は常北中を拠点として石塚小、七会小を担当、もう1名は桂中を拠点として石塚小、七会小を担当、桂中を拠点としたスクールカウンセラーにつきましては桂小を担当し、常北小、沢山小も随時必要に応じて訪問できる体制をとっております。

また、本町で雇用しているスクールソーシャルワーカー、俗にSSWと略語で申しておりますが、常北中、石塚小を拠点として、教育委員会2名の指導主事と、さらには町の適応指導教室うぐいすのひろば、これの2名の相談員と情報共有、連携を図りながら児童・生徒はもとより、保護者とのトラブルへの対処、教職員の悩み相談や実践的なアドバイス

などを随時行っております。今後も即対応を心がけた取り組みに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 答弁ありがとうございました。

この問題を取り上げたのは、こども福祉課長は答弁ないんだっけ。

○議長（小唄 孝君） 福祉こども課長増井栄一君。

〔福祉こども課長増井栄一君登壇〕

○福祉こども課長（増井栄一君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

就学前と就学後というようなご質問で件数をいただいたところなんですけれども、児童相談に関しましては、児童福祉法の中で18歳未満というくくりの中で行っておりまして、兄弟等もおりますことから、明確な区分けは町の場合、今のところしておりません。件数につきましては、町長、教育長が申し上げましたとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。

この問題を取り上げたのは、こういった児童虐待というのはどの日本国中、どこでも起こり得るような問題であるというふうに認識をしているからであります。

1つは、中学校のひとり親世帯が3分の1に上るということを聞きました。経済的に困窮するケースというのは、ひとり親の場合が多いということでもあります。それと児童虐待を直接結びつけるものではありませんが、ただ行政が手を差し伸べないまま非常にどこへ相談していいかわからず、子供を虐待してしまうというケースが見受けられるということで、当町においても速やかな対応をしていただきたいということから、質問に及びました。

町長にちょっと尋ねます。

国は法改正によって親の体罰禁止を明記するということなんです。この中には子供の意見表明権を保障するというので、アドボケイト制度というのを構築するのを検討しているんだというんですね。これは何か子どもの権利条約にも日本が批准して、その中に含まれているんだということなんです。これは何か子どもの権利条約にも日本が批准して、その中に含まれているんだということなんです。町長はこういった民法の範囲にまでですね、これはどちらかといえば罰則を含んだ刑法ということになるんでしょうが、こういったことに対しては町長の所見で結構ですよ。どのように考えているか、説明をいただければと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

すごく大きな話題になっておりますが、ちょうどけさNHKのニュースを見ていたところ、その話題が取り上げられておまして、世論調査の数字がちょうど出ていて、親の懲戒権を認めないとする民法改正についてどう思うかと、賛成と反対とどちらとも言えないという中で、その世論調査によると懲戒権の話については反対の意見のほうが多数を占めているようです。けさのNHKの調査によるとですね。その調査に追随するわけではありませんが、追随しているかもしれませんが、非常に民法上の重大改正、例えば夫婦別姓を認めるかどうかと同じぐらい恐らく大きな改正項目になる改正項目だと思いますので、半年、1年や2年で結論を下せる多分問題ではなくて、今議論が始まって恐らく数年かけて、どこまでが懲戒でどこまでがしつけなのかとか、非常にデリケートな議論が必要になると思われるので、数年がかりでの大きな議論が行われるのではないかなというふうに思いますし、私も短期的に結論を下す問題ではなくて、じっくり時間をかけて、国民的な議論をしていく問題であろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 子育て最中である町長は、どのように考えているかを聞こうと思ったんですが、わかりました。

私は、民事に法律がやたらと介入してくるといのは、いかななものかなといのは思っているんですが、こういうことを法律で決めなきゃならないほど、家庭教育といのが大変な状態になっているのかなというふうに危機感を抱いております。

それでは次の質問に移らせていただきます。

3番目ですが、中学校の運動部の活動についてであります。

スポーツ庁のガイドライン（指針）は、休養日を週2日以上とり、平日の練習時間は2時間程度としているんですね。このガイドラインが示されてから、城里町はどのように中学校に対して指導をしているのか、ガイドライン等をそのとおり実施しているのか、お尋ねをいたします。

また、2番目として、部活動の種類ですね。例えば野球部とかサッカー部、運動部ではないですが、吹奏楽部とか、いろんな部活動の種目によっては、2時間という中でなかなか対応できないんじゃないかなというように現場の声もあるんじゃないかと思うんですが、その辺に対する指導といのはどのようになっているのかお聞きします。

また、前もってお話していたように、当町における常北中、それから桂中の部活動をですね、運動、文化部も含めてですが、その部活動の種類ですかね。それと参加している生徒の数を教育長で結構ですから、示していただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 引き続きのご質問ありがとうございます。

ただいまの三村議員のご質問にお答えいたします。

城里町においては、国・県の運営方針の策定を踏まえ、昨年6月に町校長会とも協議しながら運営方針を定め、9月1日から運用を開始したところでございます。これにつきましては町教育委員会のホームページにも掲載してございます。実際のをここに持ってまいりました。こういうものでございます。

城里町運動部活動の運営方針ということで、国・県を通して、その流れで、本町でもこれを作成して運用しているところでございます。

まず、最初のご質問であります本町の中学校2校の部活動の活動状況についてでございますが、平日は職員の会議日となっている月曜日を部活のない日、休養日に充てております。土日については練習試合や近郊大会があり、土日続けて試合というような場合には、臨機応変に別の土日のいずれか1日を振りかえることとしております。これについてはそごがあってはいけませんので、両中学校の校長、部活顧問同士で綿密に話し合いを行って、共通性を図っております。

この運営方針が遵守されていることを両校の校長にきのうも確認したところでございます。ただ、一部運営方針から外れた活動をしていた部が見受けられましたので、教育事務所の指導を受け、改めさせた経緯もございます。

平日の練習時間2時間程度ということですが、日没時間の関係上、季節によって異なりますので、程度となっており、日照時間の長い時期には2時間を超える練習時間になることもあり得ることだと認識しております。

なお、この運動部活動の運営方針というタイトルですが、文化部の活動においても運動部に準じた取り扱いとするとうたわれてはおります。ただ、誤解を招かぬよう表紙のタイトルの下に、括弧書きで文化部を含むとの文言を入れるということをちょうど昨日、両校の校長並びに部活動主任との協議で決定したとのことでございます。先ほどのこの部分の中には準ずると書いてあるんですが、括弧書きで文化部を含むというタイトルで誤解を招かないようにということで運営されていくと思えます。

それと、部活動の入部の生徒数でございますが、ほぼ全員部活動には加入でございます。常北中も基本的には全員加入、桂中もかと思いますが、それぞれのお時間かかりますけれども、人数を一つ一つ申し上げたほうがよろしければ、申し上げますか。

大体、常北中の場合、野球部が23名、桂中13名、サッカーが常北中36名、桂中が15名、最初のほうが常北中と解釈ください。バスケットボール男子が31名、14名、桂中の場合には女子のバスケットボールのみでございます。バスケットボール女子が23名、これ常北中のみでございます。卓球につきましては常北中が男女合わせて37名、桂中が36名、ソフトテニス常北中は男女合わせて61名、桂中は10名、吹奏楽部が常北中48名、桂中が24名、

文化部がこれ創作部という部分でございますが、桂中が2名、常北中が文化部、文芸部と称しまして13名でございます。また、桂中にはない部ですけれども、バレーボール部が11名、剣道部が20名、陸上部につきましてはどちらの中学校も臨時的にそれぞれの運動部の選手から募って、陸上の大会には出場しております。

続いてのご質問、運動部活動においては、学校及び種目によってさまざまな要望があり、一律に指針を示すのは難しいのではないかとのご指摘についてでございますが、今回のガイドラインは2015年の電通社員の過労死自殺に端を発したものと言えらると思っております。それがきっかけとなり、中学校教員の土日が全くない部活事情が明るみになり、ブラック部活というような文言も出始めました。

この運営方針には、大きく3つの趣旨、狙いがございます。

1つ目は、働き方改革に沿って中学校教員にも休養を与え、授業の準備や教養や人間としての幅を広げ、心身ともに健全な状態で指導に当たれる環境をつくること。

2つ目は、教師のみならず、生徒に対しても休養を与えること。そしてより幅広い人間形成のために、ほかの活動や趣味、特技を伸ばすことにいそしんだりすること。かつて私の校長時代、夜の10時ごろまで練習をして、家で宿題もままならず、睡眠不足で授業中が辛いというような相談を受けた事例もございます。もちろん、中学校の部活で10時までやっていたわけではございません。

3つ目は、家族内での行事や触れ合いを通して、本来の家族のきずなを深めることであります。今回の件でも練習時間が少ないとか、もっとやってほしいという声を確かに耳にいたします。しかし、やっとなり正常になりそうだとする安堵感とも言える保護者や生徒の本音も耳にいたします。一部の人の声高に発する言動に対して、正面から異論を唱えることにちゅうちょする、控えている保護者、生徒も少なからずいることも事実でございます。テレビで紹介されるオリンピック候補と言われるようなアスリートを目指す、英才スパルタ指導教育は、それはそれで否定いたしませんけれども、そのような勝利至上主義ありきでは公立中学校は成り立たないと考えております。同じ練習時間という条件、同じ土俵の上で、いかに効率よく、めり張りをつけて練習をし、いかに納得のいく成果を上げるかが問われる時代に入ったと言えらるのではないかと考えます。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 答弁ありがとうございました。

私はさっきの児童虐待について、家庭に法律が入ってくるのもそうだけれども、この部活の問題に対してもやはりスポーツ庁からお達しが出て、改革しなければ何ら解決しないのかなという教育現場のあり方のほうが何か疑問を感じるんですよ。自浄作用を失っているんじゃないかなという気がします。

ただ、部活がこれほど生徒や先生の負担になっているという話を聞けば、当然このよう

なガイドラインを示して、教育長が今話したような方向へ踏み込むことはいいんではないかと思います。

私は部活動に関して、最後に教育長触れていましたけれども、オリンピック候補と、昔のような英才はスパルタ指導なんて受けていないんですね、今。非常に楽しく目的を持たせて、みずから努力するようなメンタリティーを持たせて、努力することが楽しいと、苦にならないと、そういう指導をします。無理やりやらせる根性なんていうのでは、とてもこれからのアスリートは育ってこない。それはサッカーの現場でもそうです。あつという間に瀬戸内高校から鹿島に入団した安部選手なんていうのは、もうすぐ日本代表まで上り詰めますよ、それはたった2年ですよ。それくらい指導というのは大事であるし、今後、これまで学校教育、しかも先生が担ってきたそういったもの部活動の過重な負担というのは、スポーツクラブやそういう下部組織、そういったところが担うような時代が来るのではないかなというふうに思っています。

最後なんですけど、そこで、その中学校の部活についてもう1点、最後にお尋ねします。

それは、今回この定例会の議案第2号で部活指導員の報償費について議案が提出されています。これは多忙な中学教員のかわりに部活指導員を増やす計画があるんだということなんですね。

さて、その部活指導員はどれぐらい増えて、どれぐらいの予算をつけているのか。文科省の音頭でやっていることなので、文科省が予算を補助するんだとは思いますが、その辺をお尋ねいたします。

以上です。どちらでも。

○議長（小塚 孝君） 教育委員会事務局長小林克成君。

〔教育委員会事務局長小林克成君登壇〕

○教育委員会事務局長（小林克成君） 7番三村議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ただいまのご質問につきましては、部活動指導員の件ということで理解をしたところがあります。実際には議案第2号ということでお示しをしたところがありますけれども、部活動指導員の設置につきましては、報告第17号というところで、部活動指導員の設置を示しているところでございます。

そうした中で、まず教職員の業務における部活動の位置づけについてでございますけれども、部活動は学習指導要領において、学校教育の一環として教育課程との連携が図れるよう留意すると示されておりました、顧問の教育を初めとする関係者の積極的な取り組みや支援に支えられる活動であるということでございます。

そうした中で、外部指導者につきましては、学校教育における部活動の意義や学校と地域との連携及び学校を取り巻く環境について理解し、顧問の指導計画に従って、顧問を支援する立場で生徒の実技指導に当たるというような内容となっております。

学校教育の一環として部活動が適正に行われるように、外部指導者におきましても、資質や指導力向上に向けた研修なども行わなくてはならないというような内容でございます。

そうした中で、今回町のほうで外部指導者として、各中学校1名の2名を配置したところでございます。よその学校、この近隣では水戸市とかそのほかには数名の外部、部活動の指導員を設置しているところもございますが、城里町におきましては平成31年度がスタートという認識のもとに、2名、各学校1名、部活の数は先ほども言いましたようにかなりあるんでございますけれども、まず口あけということで各学校1名を要望したところでございます。

予算上は時給1,090円、月に32時間ということで、年間にしまして2名で83万8,000円というような予算になってございます。

また、国のほうから3分の1の補助が来まして27万9,000円というようなことでございます。

ただ、以前、議員ご存じのように外部指導者というものもあったかと思えます。外部指導者につきましては、部活動指導員と若干違いまして、顧問と一緒に単に技術指導を行うものという位置づけになるかと思えます。今回の部活動指導員につきましては、先ほども若干触れましたが、職員のかわりに顧問に当たるものでありまして、大会や試合への引率、また会計管理、計画、保護者への連絡、事故等の対応と、幅広い責任を担ってございますので、その辺の人選についても慎重に行っていただくつもりであります。

また、そのようなことで一応要綱の中では登録制というようなことで行ってはおりますが、そうした中で町内からそういう人材が何人か出てくれれば大変ありがたいんですが、その辺の不安も持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） どうも答弁ありがとうございました。

責任は多大な責任で時給は安いという、なかなかそれでいい人材を見つけようというんだから、虫がいいといえば虫がいいような話ですが、ぜひ口あけとなる制度ということなので、いい人材を見つけてください。お願いします。

最後に、この運動部活動等においては、自称ですよ、造詣が深いと言われている町長、何か思うところがあれば、長くいろんな立場でベンチにいたり、病院にいたり、いろんな立場で運動部活動を選手以外の立場でも見てきたでしょうから、その辺どのように感じて考えているか、その所信を述べていただいて、それを聞いて私の質問は終わりにします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

私の考えということではありますが、今回議案として部活動の指導員ということでは議案が出ておりますが、私はこの制度に対して大変好意的に思っております。

私自身、中学校のときにある部活をやっていたんですけども、1年生、2年生のときは非常にその競技に精通した先生が顧問だったので非常に強かったんですけども、3年になっていよいよ自分たちが試合に出る年になったときに先生がいなくなっちゃってですね、全然その競技が全くできない方が顧問でやってきて、最後の3年生の試合の年ですね、ちょっと最後みんなうまくならなくなっちゃって何となく悔しい思いをして中学校3年を終えた思い出があるんですけども、先生にとっては30年間ある教員人生の中の1年であって、最初の年、指導がうまくいかなかったとしても二、三年顧問をやっていたら指導がうまくなって、学校教育の一環だから、それでいいといえいいのかもしれないですけども、子供にすると中学3年生の夏というのは、一生に1回しか来ない、やっぱり夏であって、自分が活躍するその年にいい指導を受けたいと思うと思うんですね。

そういったときにどういう外部指導員、部活動指導者で本当に人選が難しいんですけども、地域でいい人材がいて、その方が何かの部を担った場合、その方が3年ごとの異動とかがなくて、ある程度顧問の先生がかわっても技術的な指導については急に質が上がったり下がったりしないで、野球なら野球、サッカーならサッカー、テニスならテニス、バスケットならバスケット何でもいいですが、その競技については顧問の先生の人事異動にかかわりなく、地域でいい指導者を見つけることができれば、一貫した指導がずっとできるということなので、時給1,000円でそういう人材が見つかるのというのは、本当に心配なんですけれども、ただ国の制度で時給1,000円で3分の1補助と単価が決まっているので、国の基準を無視して、町がぼんと払ってしまえば補助率が下がるだけなんですけど、確かにそういう決断もあるかもしれないんですけど、いろいろご議論があるかとは思いますが、徐々に外部指導員が入っていくという、国で旗を振っていることというのは、そういった短い時間で競技力を向上するという面でもいい面があるでしょうしあるいは土日の試合は外部指導員が担うということだと、顧問の先生が土日休めるということになると、中学校の教員になるとお父さんは週末休めないということではなくて、中学校の教員になっても土日ちゃんと休めるということだと、教員の処遇改善にもなるでしょうし、ぜひ最初口あけ2人からスタートしましたけれども、いい指導者を確保していきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○7番（三村孝信君） どうもありがとうございました。

○議長（小塚 孝君） 以上で7番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

なお、議員各位は議員控室でお待ちください。

午後 2時32分休憩

午後 2時48分開議

○議長（小塚 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、通告第6号、12番杉山 清君の発言を一問一答方式により許可いたします。
12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 12番杉山 清であります。

質問に入る前に、昨年、町長選挙において再選をされました上遠野 修町長、また1月1日就任されました仲田不二雄副町長のご両名にお祝いを申し上げます。

さて、昨日3月11日は東日本大震災の日でありました。8年が過ぎても当時の爪跡が癒えないのは、災害の大きさを物語っています。

県内はもとより、全国で国土強靱化事業は、31年度予算は7兆円と、途方もない予算を当時、今後の災害に対応をしております。

福島原発事故の対応費用は、民間のシンクタンク試算で70兆と、国が出した22兆の3倍以上と、民間では提言しております。

震災10年目には、オリンピックも開催されます。復興は着実に進んでいますが、経済の起爆剤である海外からの観光客は、昨年は2,900万人弱と増える傾向であります。ただ、北関東、東北には観光客の流れが届いておりません。復興された姿を多くの皆さんに見ていただき、活性と感動をいただけることが東日本の今後の力になると思います。そして、被災された多くの皆さんが少しでも早くもとの生活に戻り、平穏な暮らしができますことを願い、質問に入らせていただきます。

今回の質問は6項目9点であります。町長並びに関係課長には明快なる答弁を求める次第であります。

それでは、1番目、七会町民センター「アツマーレ」と今後の方向性についてをお伺いいたします。

アツマーレに関しては廃校活用し、役場支所、公民館など機能集約を図り、官民協働の複合施設で、プロサッカーの練習見学や交流ができること、プロ選手が使う天然芝グラウンドを一般利用できる点であります。

先月2月17日、このような茨城新聞に、アツマーレ開設1年、J2水戸と交流、魅力、そして来場8,000人超という記事が掲載されました。来場者は18年3月から12月まで10カ月で8,622人、ホーリーホックの練習見学者が4,706人と半数以上であります。開設1年の中ではいろいろと問題点があったと思いますが、事業というものは初めから成功する確実な事業は、私はないと思っております。10カ月の答えは関係各位の努力であると思っております。

そこで、今後を見据えた中で、スポーツ企業等を誘致し、町の施設等を使って融合を図ってはと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

1回目終わります。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、12番杉山議員のご質問にお答えをいたします。

七会町民センター「アツマーレ」についてであります。新聞記事でも取り上げられているとおり、12月までの集計でも多数の参加者、来場者を得ました。あそこの出ていた数字は中に行つてのトレーニングジムの人数を含みませんので、実際にはグラウンドの利用者及び見学者とそれに引けをとらないくらいの利用者がトレーニングジムにも来ておりますので、特にトレーニングジムは平日も休日もバランスよく毎日人が来ておりますので、実際の利用者数はさらに多いということでもあります。

3年ほど前、誰も人出がなくなって、年1回、2回の草刈りをするだけで、人けのなかった旧七会中学校に、1万人を超えるような年間の来場者がある施設ができたということで、地域のにぎわいにも大きく寄与しているのではないかとこのように思っております。

今後、そういった状況ではありますが、天然芝のグラウンドや広々とした体育館を各団体のスポーツ練習や町や関係部局が主催する大会等について、関係各課と協議の上、さらに利用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年夏ごろには、体育館を利用された団体がバスケットボールの合宿を行っておりまして、ふれあいの里にも1泊宿泊し、アツマーレ体育館で2日間練習をし、昼食はアツマーレの調理室を利用して昼食をつくっていただくようなそういった利用される団体も出てきております。

このように、芝生のグラウンドだけではなくて体育館も含めて多くの方々に利用していただけるようにしていこうというふうに思っております。

また、企業との連携ということではありますが、グラウンドのネットなどに企業の広告を張り出して、広告収入を得られるようなそういった試みも今後していきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 先月、これはその前だと思うんですが、私の友人が池田町で議員をやっており、ワインで有名なところで6,500人ぐらいの方が住んでいます。彼は来年、町長選に出るということで、やはりアツマーレを見に来たと。こちらに寄らなかつたものですから、私はわからなかつたんですが、どうしたんだと言つたらば、コンサドーレ札幌

が今練習場を道内で探していると、それに手を挙げようと思っているというお話をいただきました。

スポーツ企業誘致というのは、私は廃校ややはりグラウンドですか、特にアツマーレに近いグラウンド、桂なんかも入りますけれども、そういったところを利用して、そして人を誘致する、そういう形ができないかなという思いであったんです。その中には、私が調べた範囲なんですけど、サッカーグラウンドで天然芝というのは、茨城県内に10カ所しかないんですよ。ですから、ホーリーホックが要するにスタジアムに1つと、七会アツマーレに1つと2つですね。鹿島が2つと。そうするとほかに6カ所しかないということだね。

実は、スポーツ企業を誘致して成功している例があります。神栖町ですね。これは野球のグラウンドもサッカーグラウンドも持って、また町のグラウンドもお借りしてという形で複数の企業が入っています。そういう企業を天然芝を利用した中で誘致することによって、芝管理費の2,500万、その幾らかでも削減につながるような形がいいのではないかとという形で質問をさせていただきました。

それともう1点、鹿島町、当時にスタジアムを建設する、これは1990年なんですね。提案されたのは、もちろん住金です。住金の当時の社長、これが日向さんという方なんですけど、ところが町長を初め町民、農家の方が中心となってむしろ旗を上げたわけです。そういう中で、当時要するに教員であった石津 實さんという方が立ち上がったわけですね、誘致に。そして選手では当時のジーコ選手ですね。当時要するに人口1万6,000人の町が今現在1月の人口は6万7,470人なんです。そういうことを要するにこれから企業誘致というのはもちろん大事なんですけど、前々から私言っていますが、東北6県というのは楽天イーグルスの頭に東北がつきますけれども、6県とも要するにいろいろと協賛をしているわけで、そういった形でスポーツ企業を誘致した中で、そういった合宿ができるような形の施設を受け入れて、町の施設と融合することはできないか、もう一度お聞きします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

合宿等の誘致も行って、グラウンドのアツマーレの経済効果を高めるというご提案だと思います。全くおっしゃるとおりそういった試みを続けていかなければならないというふうに思っております。昨年でございますと3月に、町田ゼルビアのサッカー少年団がサッカー合宿にアツマーレに来まして、水戸ホーリーホックジュニアの少年団、ジュニアユースと練習試合をやって、その後ふれあいの里に宿泊をして、翌日、町田と水戸の試合を見学して帰るということで、そのサッカー合宿で何十人もの宿泊をしていただきましたので、グラウンドの利用料をはるかに超える経済効果が、そういったサッカー合宿で生じたわけでございます。

先ほどの答弁ではバスケットボールの合宿の話もいたしましたけど、優良なスポーツ施設

を有する城里町ですので、さまざまなもちろん水戸ホーリーホックが一番大きなつながりですが、そういった関係団体の力もかりまして、スポーツを城里町で楽しむ、合宿を行う、宿泊して、お金を落としてもらおうというような試みを強化していきたいというふうに思っております。

また、ちょっと参考ではありますが、昨年度、ホーリーホックとの連携でサッカー大会を年間5回、サッカー教室を2回、全選手ふれあい会を1回、それからサッカー教室と選手のふれあい会を3回、自然体験とし、ということでホーリーホックの関係者等も参加する田植えや稲刈り体験が3回ということで、こういったイベントを年間で10回以上、行っております。そのイベントの総参加人数が約3,800人の参加をいただいているわけですが、そのイベントのほとんどに地元の常北サッカー少年団と桂サッカー少年団は参加しておりますが、地元の少年だけではなくて、町外から来た人も含めてそれだけの参加者があるわけですが、こういった参加者向けに飲食を提供するなどして、3,800人が1人1,000円落としていただけると380万にかかわると、単純計算でいくとですね、なりますので、こういったにぎわいをさまざまな町の関連事業の売り上げにつなげていくよう、引き続き努力をしてみたいと思います。

1年目でできなかったことが2年目で徐々にできるようになり、また3年目はさらによりできるようになりということで、改善を続けていく所存でございますので、どうか温かい目でご指導いただければというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 答弁ありがとうございます。

それ以上は私のほうから再々質問はしません。

それでは、2番目のインフラ整備についてお伺いをいたします。

（1）一般町道8-0375線の1.5車線待避所の整備についてであります。この町道は延長1,500メートル、河辺鉄工とアイジー産業の西側にあります。2社で約200名の従業員が働いている町内有数の企業であります。2社ともに大型車の出入りが頻繁であり、朝夕は通勤の車も通り、交互通行に大変苦慮しているのが実情であります。交互通行する場合は、私有地を使わせていただいて通行しているというような状況であります。また、雨や雪のときなどは、立ち木が車走行を妨げるなど、大変危険でもあります。

全線の拡幅はなかなか難しいと思います。そういった中で、やはり数カ所、2カ所、3カ所ぐらい待避所を設け、住民の利便と産業振興を図ってはと思いますが、執行部の考えをお伺いします。

（2）は、1級町道6-04号線、さらに6-05号線の県道昇格についてお伺いします。

この道路は下坪から上坪十文字までと上坪十文字から高久丁字路までの延長3,400メートルの町道です。坪地区は地盤が大変軟弱であります。今までにも補修が絶えないような

状況であります。また、今年先ほど小林議員のほうからの質問の中でもありましたが、123号線バイパスの一部が開通し、町道6-04号線約1キロが期限限定で国道に昇格します。

そこでお伺いします。町道6-04号、05号、下坪から高久まで3,400メートルを県道に昇格できないか、お伺いをいたします。

3番目、県道112号線整備についてであります。

この県道は阿波山から徳蔵までの線であります。今回は錫高野地区に重点を絞ってお伺いをいたします。

その昔、55年前、桂村が誕生して9年目に桂中学校はできました。私が学校に入ったのは初めて3回卒業生ということで、当時の問題を聞きますと、錫高野地区の学童の通学距離が片道で近いところで4.5キロ、遠いところで7キロと遠距離に大変苦慮したという、当時の方から聞きました。その対価として村は遠距離通学補助を出しておりました。坪、沢山地区の学童は3キロから4キロの通学距離でしたが、現在も岩船地区、特に錫高野地区の学童は7キロ弱もの距離を自転車通学しているのです。3月は卒業のときでもありません。小学6年生の卒業式でぜひ見ていただきたいのは、背が低い方は1メートル30ちょっとぐらいです。うちの娘も1メートル33ぐらいしかなかったんですが、1メートル33の子供が通学専用の自転車に乗る、足がつけませんよ。そういう中で下り上りともに4回要するに中学校まで来る間にあるんです。

この質問は、昨年18年の任期でやめた南條議員が何度か質問しましたが、半世紀でも要するにできない。そして錫高野地区沿線に人家がある、一番要するに中学校に近いところから一番遠いところの人家までの県道の距離をはかると約2.5キロあります。その中で歩道ができているのは300メートル強なんです。夕方、坂のところに、長い坂のところに車をとめてみると、本当に子供たちは自転車では上がれない。だから、押して上がる。なぜかという、大型車が通行するたびに風にあおられ、また要するに逃げ場がないところで乗るものですから、どうしてもおりなきやならない、そういう状況であります。

早急なる対応と思いますので、これは都市建設課でしようけれども、町長のほうのお考えをお伺いいたします。

さらに、(4)根固屋橋のかけかえについてであります。

この件については、毎年質問しております、合併時から。進捗状況をお伺いします。

以上、4点、よろしく申し上げます。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、引き続き回答をさせていただきます。

まず、町道8-0375線の1.5車線化整備についてでございます。

この道路につきましては、桂村時代に改良工事が行われておりますが、中間に議員ご指

摘のとおりアイジー工業、河辺鉄工と、大きな工場が2工場あり、大型車が通行している状況は把握しております。

なお、アイジー工業につきましては、現在多額の投資をして第2工場を建設しているところであります。

こういった中で非常に町としても、産業振興上も重要な道路でありますので、拡幅や待避所等の整備ができるか、地元の要望や区長とも協議し、実現に向けて調査をしてまいりたいと考えております。

次に、1級町道6-04号線、6-05号線の県道昇格についてということでございます。

町道2路線を県道に昇格ということで、県の認可にかかわる事業ということでございますので、私だけで決められることではございませんが、水戸土木事務所等へこれから要望、相談等をして働きかけていきたいというふうに考えております。

3番目として、県道112号線の整備についてでございます。

県道阿波山徳蔵線ですが、町の通学交通安全プログラムに位置づけられた箇所の整備を進めており、孫根地区540メートル、錫高野地区280メートルの歩道整備が完了している状況であります。しかし、280メートル完了してはいますが、議員ご指摘のとおり完了していない区間も大変多くございますので、県道整備ということで、町としても重点的に予算を計上していただくよう、今後も活動してまいりたいというふうに考えております。

最後に、根固屋橋のかけかえについてでございます。

根固屋橋につきましては、断面が小さいため、大水の際には水がせきとめられ、水田等が冠水する被害を発生する原因となっております。これまでも県にかけかえの要望をしておりますが、引き続き要望をしてまいりたいと思っております。

特に123号バイパス工事が間もなく坏小学校前の道路まで供用開始となります。それに伴い、合流地点から現国道までは町道が暫定的に123号線の国道になります。手這坂から坏小までの手這坂からしらベクリニックの交差点のところまで、国道123号が町の町道に移管という話が必ず出てきますので、町としましては根固屋橋のかけかえをしていただいた上で、町道の移管を引き受けるというようなことを県に対して申し入れをしていきたいというふうに考えております。それによって根固屋橋のかけかえをやっていただいた上で、町として引き受けたいというふうに考えております。

○議長（小坏 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 1番の町道8-0375、この件については地元の加藤木議員もいます。また区長さん等も入れた中でよい形に進めていただきたいと思えます。

6-04号、さらに6-05号、上坏から高久までというのは歩道がほとんどないんです。それでこの道路というのは、夜、七会の自衛隊爆破試験場に火薬を運ぶ道路にも指定されております。できれば町道、国道、町道、県道という本当に紛らわしいような形の中での道

路でもありますので、国道が期限限定の後、県道昇格ができればと思います。石塚錫高野線もあるようですので、要するに下坪高久線という形の中でもいいと思っております。

また、この件については、私が教育産業の委員長のときに錫高野から常北中学校へのバス通学、これのバスを1便回すことはどうだろうということで、当時、鯉渕議員にも古内地区のお客さんが少ない、ほとんどないという形でお聞きしたときに、それはいい案ですねという話をいただきました。そういうことも踏まえた中で、ぜひ解消を図っていただきたいな。これはちょっと間違いましたね。高久線、これは県のほうと協議を進めていただきたいと思います。

県道112号線、これについては、当時、今お話ししましたが、教育産業委員長のときに、バス運行委員会がありました。この席で提案させていただいて、各委員には当時、同意をいただいた経緯があります。やはり7キロ近く、要するに中学1年生が、足がつかない自転車で通う、坂が何カ所もある。これも55年前からのやっぱり切望ですよ。そういったことも踏まえて、18年間議員をされていた南條君は質問を何回となくしたと思います。ただ、要するに歩道ができたのは300メートル、そういうことでありますので、一度担当課、教育委員会、また幹部職員にはこの場所を見ていただければと思う次第であります。

次に、根固屋橋であります。要するに排水の平面で大体9平米ぐらいしかありません。それと何度も私言っていますが、123号線の国道は堤防があれなんです。それで東側の住宅地は123号線の東側は高いんです。西側は低いんです。副町長は地元ですからわかるとと思います。これ高低差はかるとおおよそその中で見ると、恐らく2メートル50ぐらい上流から違うと。そういった中で西側には約100軒の住宅が点在しております。

一昨年、要するに記録的な豪雨がありまして、1時間に72ミリ降りました。これ2時間降ったら完全に私はアウトだと思います。そういうことも踏まえ、今までの努力はわかりますけれども、さらに県と協議していただきたいと思います。答弁は結構です。

さらに、3番目、買い物弱者対策についてをお伺いします。

総務省は、昨年4月に平成28年10月1日時点の人口推計を1億2,693万3,000人と発表しました。この結果から、日本の総人口は平成20年をピークに約110万人減少したことになります。

人口減少は社会や経済などさまざまな分野に影響を及ぼします。それは私たちの暮らしに直結することもあります。その一つが買い物です。

日々私たちは食料品を初めシャンプーやトイレットペーパーといった日用品などを近所のスーパーや商店で購入をしています。近年、地方では生鮮食品類を購入する店が相次いで閉店しているそうであります。そのため、これまで当たり前で購入できた日用品や生鮮食品が簡単には手に入らなくなりつつあります。

こうした社会状況に経済産業省も動き出しました。その結果、急増する買い物弱者には、高齢者だけでなく、車がない若者や乳幼児の子育て世代にも広がっているそうです。

要因としては、地域に根差したスーパーや商店が撤退している。少子・高齢化や人口減少、ネットの隆盛、大規模小売店による競争激化に、また店の後継者不足等々ございます。

国は10年で買い物弱者は100万人増えて700万人と推計されています。地方在住でありながら、先ほども免許返納の問題が2名の議員から出ましたが、免許を所有しない、車を持っていない若者や乳幼児を抱える若者も買い物弱者と言えます。そのような人たちを含めると、全国には1,000万人ほどの人が買い物弱者となっている可能性があるそうです。

城里町も合併時2万3,000人、1月末の人口は1万8,677人と、少子・高齢化の買い物弱者の地域に入ると思います。

そこで町長にお伺いします。対応策はどのように考えているか、よろしくお願ひします。1点目です。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

買い物弱者対策として、平成22年度にクロネコヤマトホールディングスと提携し、山桜と道の駅かつらの野菜等を配送するサービスに取り組んだ事例がありました。こちらのサービスは利用率低迷により継続できず、終了をしております。

しかし、その後、さらに人口減少が進行していることから、現状については、より深刻な状況となっている可能性があります。

今後、現状についてしっかりと把握し、対策としてどのような手法が現実的かつ持続可能か、しっかり検証した上で、取り組んでまいりたいと考えております。

新しい店舗をつくるというのがなかなか難しい中ではあります。主に買い物弱者が存在すると思われるのは、過疎地であると思われます。そういった中で、過疎地にある大型店舗として、山桜、それから道の駅かつら、町が所有する直売所の役割は、今後も大きくなっていくのかなというふうに考えております。

道の駅かつらにつきましては、改修工事が今年予定されておりますが、山桜におきましてもさらに利便性を高めるべく、今主に観光客向けのお土産、それから野菜等を中心にしてありますが、日常的に使うものについて、もっとラインナップを充実するようなそういった改善も行って、山桜が土日は観光客のためなんではしょうが、平日は地元の人にとって便利な買い物拠点となるように、さらに内容を改善してまいりたいというふうに考えております。

そのほか多くの市町村でさまざまな取り組みが行われておりますが、他市町村の事例なども研究していきたいと思っております。

また、30年度行って好評だったものとしまして、高齢者向けのふれあいサロン参加者を対象に買い物ツアーを行ったところ、好評でありましたので、31年度につきましては、こ

の内容を大幅に充実、回数的に拡充して、より多くのサロンで買い物ツアーを行おうというふうに考えております。サロンであれば、町内ほとんどの区で実施されておりまして、歩ける範囲でサロンが実施されておりますので、サロンに行って健康体操を行った後、買い物ツアーにみんなで出かけるというような事業もこれから実施していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 買い物弱者についてはいろいろと複雑に絡み合って、また地域の実情によっても支援策がかなり違うと思います。東京都23区以外、西側のほうですね、多摩地区のほう、大変多いんですが、実際には東京都心でも買い物弱者というのは増えている、そういう状況であります。

また、城里町は今高齢化率が約34%、そういったことでもありますので、アンケート等、また対策に考慮していただきたいと思います。

そういう形で次の4番に入らせていただきます。

4番、那珂川大橋かけかえについて。

この件については、ちょうど私が9年前に質問をしております。当時どういう形で質問したかという、建設から60年がたっていると。橋の幅、幅員が5.5メートル、大型車の交互通行に大変苦慮していると。答弁は改修促進同盟会連名で3市5町が県へ要望しているところですよという答弁でありました。これ最初の質問です。

そういう形もありまして、その後も2回質問した中で、ちょうど3年前に自民党の3支部にて役員会を開き、期成同盟が立ち上がったわけであります。期成同盟会の会長は、常陸大宮選出の鈴木県会議員であります。そして、一昨年末から署名運動が始まり、7,200名の名簿を持ち、昨年4月26日に役員一同で大井川知事に要望をしたわけであります。

県は、今回調査、基本設計の予算を計上していただきましたが、町としてはどのような方向性を描いて今後進めていくのか。この件については123号線沿線同盟、これ3市5町でつくられている、そういう中で常陸大宮市は地元以期成同盟をつくっているそうです。城里町としてはどういう対応をとっていくのか、お伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、質問に回答させていただきます。

那珂川大橋のかけかえにつきましては、平成30年度の県の補正予算で調査費が計上されまして、現在ルートを選定、検討のため調査に入っているということでございます。調査事業につきましては既に発注がなされ、契約が行われて、実際にルートの検討に入っている

段階だというふうに伺っております。

町としましても、那珂川大橋のかけかえというのは念願の事業でありますから、実現に向けて要望してまいりたいというふうに考えております。

また、そのための体制の整備もしっかりとしていかなければならないというふうに考えております。

現在の那珂川大橋のかけかえに関する実情につきましては、都市建設課長より答弁をさせます。

○議長（小坏 孝君） 都市建設課長鯉渕和己君。

〔都市建設課長鯉渕和己君登壇〕

○都市建設課長（鯉渕和己君） 12番杉山議員のご質問に、町長答弁の補足説明をいたします。

那珂川大橋のかけかえについての現在の状況ということでありまして、先ほど町長のほうから話がありましたように、県の予算、9月に補正予算で約3,000万円の予算化がなされました。それを受けて県の道路建設課のほうで現地を図化した図面をもとにルート検討を行っているところと聞いております。概略設計、それから橋梁の予備設計等も含まれるということです。

11月30日に事務打ち合わせということで、県の道路建設課、水戸土木事務所、大宮土木事務所、常陸大宮市、城里町で、県庁で打ち合わせを行いました。この中では、ただいま申しましたとおり、何ルートか候補ルートを決定しというか、候補ルートを決めて、それができた時点で地元である常陸大宮市、城里町に話があるということで、ルート等についてはまだ全然未定の状況だということです。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 2回目であります。

質問内容が町としての方向性ということで、課長が答えていただいたのも補正なんですけれども、やはり一番難儀するのは、道路でも橋でも同じなんですけど、地権者との交渉なんですよね、ここが一番大事なんだ。そういった中で、旧桂村のときに、公共下水を引くときに私の地元、粟地区では推進員を全部つくりました。そういったことで反対はなかったんです。ですから、こういう橋、また用地交渉に当たっては、地元のやはりいろいろと面倒見がいいような方を2名か3名入れた中で、用地交渉に当たるということが大事、そういう形の中では、大宮は期成同盟会というものをつくっています。そういう形がいいんではないかなという思いで、今後の方向性ということをお願いしたんですが、もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

本当にルートを実際に決めて事業に入るときには、地元の協力なしで無理やりルートを引いても、結局用地を売ってくれなければ絵に描いた餅ですね。いつまでたっても事業が進まないということになってしまいますので、実現可能な事業とするために、地元の意見をしっかりと取りまとめる地元の区長さんなどに頼むのが妥当と思われませんが、それはちょっとこれから相談しなければいけないところですけども、地元の代表者を何人か出していただいて、そしてどういうふうなルートであるべきかなど、地元の意見を集約するような会議体を今後つくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 平成14年に立ちきれた問題であります。できるだけスムーズに進んでいただきたいと思う次第であります。

123号線なんかも本来なら推進員をつければよかったなと私は思いますけれども、私も反対派のところ、反対の方のところ、地元は全部歩かせてもらいましたが、やはり物事は話をするだけじゃなくて、行動しなきゃ何もならないですから、そういったことでよろしくお願いを申し上げます。

次に、5番、農産物の振興についてお伺いをいたします。

（1）商標登録化の急務について。

町内には生産組合や部会が数多くありますが、商標も含め登録化がされている農産物、またそれ以外のもので組合、部会に属する品は幾つあるのか。また、当町にとっては、農産物は財産であり、宝であると思います。商標登録化は急務と思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

ご質問は、農産物の商標登録化に関するご質問でありました。

商品を販売するような場合には、商品名を特許庁に登録して販売することにより、独占的に使用することができ、10年ごとに更新することにより、半永久的な権利を守ることができるのが商標登録でございます。

城里町にも地域で育てた商品がたくさんございます。桂村を代表するレットポアローや常北地区を代表する古内茶あるいはななかいの里コシヒカリなどですね、すぐれた農産物がございます。

そういった農産物の商品に関係のない方に使われてしまわないように商標登録するというのは、大変重要なことであるというふうに考えております。商標登録につきましては、登録費用や更新料など、費用の問題がございます。数万円といった費用ではありますが、個人が負担するには大きな金額でございますので、今後、商標登録を望む、どれぐらいの方が、どれぐらいの部会が、商標登録を望んでいるのかといったことを生産者、部会等の意見も聞きながら、もし商標登録したいという要望があったときに、町のところで応援していくような制度の創設も含めまして、今後検討してまいりたいというふうに存じております。

○議長（小唄 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） きのうちでしたかね、テレビで韓国のイチゴのカーリングの女子選手が試合中、休み時間に食べていた、栃木から出たイチゴだそうです。韓国では何と言っているのか、韓国娘でもあるんですかね。山形のサクランボなんかは佐藤錦これがソウルニシキかもわかりません。でもそういう形でどんどん今現在は国内の問題かもしれませんが、これから要するに海外にも飛び火するという形であります。

これと似た問題があれですね、和牛の精子の問題が先日テレビで話題になっておりました。

私も部会の内容がよくわからないものですから、先日、赤ネギ部会の会長さん宅にお邪魔して数の内容等々を聞かせていただきました。部会組合の中では本当にしっかりしてやっているなど。そしてまた話題性を毎年情報機関に発信している、そういう中であります。また、協力隊の方も活動に協力しているというような話もいただきました。当時、旧坪地区で赤ネギが広がったわけでありましたが、今赤ネギとなると商標登録はなかなか難しいんですよ。県内でまたつくっているところもある。また県外の山形県のほうでは赤ネギも商標登録、地元の名前まで入れて出しております。

そういうことで、町内にはいろいろ今お米もそうですし、お茶、そして赤ネギ、またトマトとかいろいろあると思います。一昨年でしたか、古内茶の初音はもう商標登録されちゃっていますよね。そういうふうにならないように、できるだけ早目に登録化をしていただきたいなと思います。

次に入ります。

6番目、職員の懲戒審査委員会についてをお伺いします。

この規則については、地方自治法施行規則、規定第17条の規定により、町に城里町職員懲戒審査委員会を置くとなっております。

そこでお伺いします。

第5条2項に、学識経験者から任命された委員とありますが、今までに合併の後も前もそうですが、学識経験者、特に法的な職業、例えば弁護士さん、そして警察官等、審査委

員会に採用されたことはあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、懲戒に関する審査について回答をさせていただきます。

職員の懲戒処分に関する審査する機関としましては2種類あります。2種類ありまして、1つ目は、長を除く特別職、副町長、教育長など、町長が議会の同意を得て専任する者に対する懲戒処分について審査する機関、これが地方自治法施行規程第17条の規定に設置する職員懲戒審査委員会であります。こちらのほうの委員につきましては3名、うち1人は町職員で2人は学識経験者を議会の同意を得て選任いたします。学識経験者として弁護士などそういった方が想定されるわけですが、城里町職員懲戒審査委員会の委員につきましては、現在、委員の選任はしていない状態であります。ですから、学識経験者の承認もなされていない状態であります。実際は副町長や教育長など、議会の同意を得て選任する者、あと代表監査委員やほかの教育委員もありますが、いずれにせよ議会の同意を得て選任された者に対する処罰をする委員会の委員について、今現在委員がいない状態になっております。実際に懲罰を与える事案が合併以来なかったのも、委員の選任をしていなかったのかもしれませんが、そういった事案がなくても、あらかじめ先に選任しておくべきかもしれません。今まで城里町の歴史の中では、恐らく事案があつてから選任するという考えで、選任してこなかったのではないかと推察されます。

一方、議会の同意を得て選任した者に対する懲罰ではなくて、一般の職員に対する分限処分、懲戒処分を審査する機関として、城里町分限懲戒等審査委員会というのがあります。これはまた別のものです。こちらのほうの委員は副町長が委員長、委員には教育長及び総務課長の3人で組織しております。こちらの委員会は存在しておりまして、実際、職員の懲戒処分等の審査を行っております。

懲戒免職等の重大な事案に関しましてはプレスリリースというか、公表することとなっております。軽微な案件につきましては、非公開ということになっております。委員長は任命権者、町長に対しまして審査の経過を報告し、処分等の案を上申し、長が決裁することによりまして、そういった処分が行われるということになっております。

以上、現状について説明をさせていただきました。

○議長（小唄 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 2条の中に、町長は議会の同意という形の中で入っております。私が言いたいのは、やはり政治倫理審査会なんかもそうなんです、初めに要するに委員会任命してますよね。そういった中で、それと分限の中で考えれば、確かに副町長、そして教育長と総務課長3名ですね、入るのは。そういう中でも私も議会20年目ですが、いろ

いろと今までの中で聞いてみますと、確かに処罰を与えた、要するに職員3人の重みというか、そういう形とまた処罰を上司から下された職員のいろいろ要するに答えには迷うところもあると思います。そういう中で法に明るい方が入ることによって、罰という中での公平、公正さを保てるのではないかなという思いで出させていただきました。

もう一度、答弁をよろしくお願いします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ご質問は、2つある審査会のうち、一般職員に対する分限処分、懲戒処分を行う城里町職員分限懲戒等審査委員会についての質問であります。

おっしゃるとおり、現在は副町長、教育長、総務課長3人で、懲罰案を審査しておりますが、3人だけではなくてあるいは3人にかわって法律に明るい者、例えば弁護士等がですね、そういう中に入ることによって、処分に対する納得性あるいは同じ職員が同じ職員を罰するというのではなくて、逆に第三者である法律の専門家等が審査することによって、職場内での感情的なしこりが残ったりあるいは外部から見ても客観性のある処分が行われているかどうかということについて、外部に対してしっかりと説明できるという点等も鑑みまして、法律の専門家を今後任用していくということも、十分検討に値すると思いますので、しっかりと人選等、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小坏 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 規則改正も含めた中でよろしくお願ひしたいと思ひます。

平成最後の定例会、6名の質問者のトリを務めさせていただきました。感謝を申し上げ、質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小坏 孝君） 以上で12番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小坏 孝君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす13日、14日は議事整理のため休会とし、15日は午後2時に議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上、控室にご参集くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時55分散会